

津島市天王川公園
公募設置等指針及び指定管理者募集要項

令和3年11月


津島市建設産業部都市整備課

目 次

1	事業の概要	1
(1)	事業の目的	1
(2)	天王川公園の概要	3
(3)	事業範囲	4
(4)	費用負担及び役割分担	5
(5)	事業対象区域	6
(6)	事業の流れ	7
(7)	事業期間	8
2	公募対象公園施設等の設置及び管理運営に係る事項	9
(1)	公募対象公園施設の種類	9
(2)	公募対象公園施設の整備可能エリア	9
(3)	公募対象公園施設の条件	9
(4)	特定公園施設の建設に関する事項	14
(5)	利便増進施設の設置に関する事項	21
(6)	管理運営(指定管理者)に関する事項	21
3	公募の実施に関する事項等	31
(1)	公募への参加資格	31
(2)	提供情報	32
(3)	事業破綻時の措置	33
(4)	市の解除権	33
4	公募の手続きに関する事項等	34
(1)	日程	34
(2)	公募設置等指針及び指定管理者募集要項の公表	34
(3)	説明会・現地案内会	34
(4)	説明会・現地案内会参加者名簿	35
(5)	質問及び回答	35
(6)	追加資料の貸与	36
(7)	申請手続き	36
(8)	事務局	39
(9)	受付時間	39
(10)	審査方法等	39
(11)	公募設置等予定者等の決定	46
(12)	公募設置等計画の認定	46
(13)	指定管理者の指定	46
(14)	契約の締結等	46
(15)	審査の対象又は公募設置等予定者・次点者からの除外	47
5	その他	48

(1)	オープニングセレモニーの実施	48
(2)	リスク分担等	48
(3)	関係法令	51

■用語の定義

<p>P-PFI</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年の都市公園法改正により創設された、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。 都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として「Park-PFI」（略称：P-PFI）と呼称。 <p style="text-align: center;"><P-PFI のイメージ></p>  <table border="1" data-bbox="512 1003 1289 1176"> <tr> <td></td> <td>カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設)</td> <td>広場、園路等の公共部分 (特定公園施設)</td> </tr> <tr> <td>従前</td> <td>民間資金</td> <td>公的資金</td> </tr> <tr> <td>新制度</td> <td>民間資金</td> <td>収益を充当 公的資金</td> </tr> </table> 		カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設)	広場、園路等の公共部分 (特定公園施設)	従前	民間資金	公的資金	新制度	民間資金	収益を充当 公的資金
	カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設)	広場、園路等の公共部分 (特定公園施設)								
従前	民間資金	公的資金								
新制度	民間資金	収益を充当 公的資金								
<p>公募対象公園施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第5条の2第1項に規定する「公募対象公園施設」のこと。飲食店、売店等の公園施設であって、法第5条第1項の許可の申請を行う事ができる者を公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの。 例：カフェ、レストラン、売店等 									
<p>特定公園施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第5条の2第2項第5号に規定する「特定公園施設」のこと。公園管理者との契約に基づき、公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者が整備する、園路、広場等の公園施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの。 例：公園管理事務所、駐車場、駐輪スペース等 									
<p>利便増進施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第5条の2第2項第6号に規定する「利便増進施設」のこと。P-PFIにより選定された者が占有物件として設置できる自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するためのもの。 例：看板、広告塔 									

公募設置等指針	<ul style="list-style-type: none"> ・ P-PFI の公募に当たり、都市公園法第 5 条の 2 の規定に基づき、地方公共団体が各種募集条件等を定めたもの。
公募設置等計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市公園法第 5 条の 3 の規定に基づき、P-PFI に申請する民間事業者等が公園管理者に提出する計画。
設置等予定者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査・評価により、最も適切であると認められた公募設置等計画を提出した者。
認定計画提出者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園管理者が、都市公園法第 5 条の 5 の規定に基づき認定した公募設置等計画を提出した者

1 事業の概要

(1) 事業の目的

天王川公園は、令和2年に開設100周年を迎えた公園(参考資料45参照)であり、当初の設計は、日比谷公園や鶴舞公園の設計をし、「日本の公園の父」とも呼ばれた本多静六博士らによって手掛けられました。大正15年には、旧都市計画法に基づき、鶴舞公園等と並んで愛知県内で初めて計画決定され、平成19年には「日本の歴史公園100選」にも選定された歴史ある公園です。

市民にとっては、桜、藤、睡蓮、彼岸花等の花の風景も楽しめる日常生活の憩いの場であり、毎朝多くの方がラジオ体操やウォーキングに励み、夕方からは児童が元気良く遊んでいます。休日には、家族連れ、ランニング等で健康づくりに取り組む人、散策を楽しむ人等が多く訪れる老若男女から愛される公園です。

毎年4月下旬から5月上旬にかけて行われる尾張津島藤まつり(以下「藤まつり」という。)には、関西方面を始め県内外から約30万人の観光客が訪れます。また、日本人のみならず外国の方も藤を熱心に撮影し、SNSで広く拡散されています。

7月の第4土曜日・日曜日に開催される尾張津島天王祭(以下「天王祭」という。)は、織田信長も見物した600年近い歴史を持つ祭で、当日は、観覧舟や栈敷席等も設けられ、約25万人の観光客が幻想的な祭に酔いしれます。また、日本三大川祭の一つに数えられ、平成28年にはユネスコ無形文化遺産に登録されました。

天王川公園周辺には、年間約100万人の参拝客が訪れる津島神社、寺院、古い町並みの本町筋等の魅力ある歴史的観光資源が多くあります。本市は、天王川公園やこれら資源を活かして、市民活動団体や地元店舗等と協働で、まち歩きツアーやものづくり体験等を実施し、まちの賑わい創出に取り組んできました。

このような中、天王川公園には、現在飲食店も無いことから来園者の滞在時間が短く、又、広大な敷地や四季折々の美しい風景があるにも関わらず、藤まつり、天王祭以外は、魅力的なイベントが開催されず、十分に活用されておりません。加えて、駐車場が不足しており、度々、第1駐車場付近の通路に何台も自動車が駐車している状態です。

このような状況を踏まえ、民間事業者のアイデア、ノウハウ、資金を活かし、P-PFIの導入により、カフェ・喫茶店等の設置・管理運営を行うことで来園者の滞在時間を延ばし、憩いの増進、新たな楽しみ方の提供及び駐車場不足の解消を進めたいと考えています。併せて、地元企業、藤まつりの運営をボランティアでサポートしてきた市民活動団体や地元高校生、天王祭の関係団体に配慮や連携をしつつ、指定管理者制度を導入し、公園全体の質の高い管理運営、藤まつり・天王祭の一層の魅力向上やその他イベント開催による通年の賑わい創出、加えて収入の増加・管理運営経費の縮減を図りたいと考えています。また、花を活かした公園の魅力向上や天王川公園の賑わいをまちなかに波及させていきたいと考えています(参考資料1参照)。このことから、サードプレイス及び観光資源としての天王川公園の魅力を向上させるため、P-PFI業務と指定管理者業務を一体的かつ効果的・効率的に行う事業者を募集します。

なお、本市は民間活力による津島神社南門周辺の整備も目指しており、本事業と連携して、まちの活性化を図っていききたいと考えております。

○尾張津島藤まつりの様子



○尾張津島天王祭(宵祭)の様子



○尾張津島天王祭(朝祭)の様子



○桜並木の様子



○睡蓮の様子



○彼岸花の様子



(2) 天王川公園の概要

表 1 事業用地及び既存施設の概要

項目	概要	
施設名称	天王川公園	
所在地	津島市宮川町一丁目地内外	
公園面積	12.0ha	
開設年	1920年（大正9年）	
都市施設	都市公園（都市基幹公園（総合公園））	
都市計画法上の位置付け	都市計画施設：都市公園 用途地域：第一種住居地域	
その他の地域、地区等	第3種風致地区	
建蔽率、高さの限度、容積率	建蔽率：2% 建物高さ：15m以下 容積率：200%	
既存施設の概要	施設名	概要
	旧鈴木邸	表2を参照
	休憩所	表2を参照
	トイレ	表2を参照
	丸池※1	護岸整備済、周囲柵無し、スワンボート(表2を参照)
	車河戸※1	護岸整備済、周囲柵無し
	藤棚	中央部、中之島、天翔の藤、南側駐車場西側 計4箇所
	藤棚下水路	1,173 m ²
	中之島	1,358 m ²
	芝生広場	3,065 m ²
	中央広場	2,500 m ² (複合遊具、健康遊具、ブランコ、鉄棒、噴水)
	築山	3,258 m ²
	屋外ステージ	コンクリート造
	駐車場	第1駐車場、第2駐車場、第3駐車場、瑠璃小路駐車場、中地駐車場 計5箇所 170台(イベント時拡張可)
	売店	表2を参照
ボート小屋	表2を参照	
隣接道路	主要地方道名古屋津島線(拡幅整備中※2)、県道津島蟹江線、市道橋詰見越線(拡幅整備中※2)、市道公園東線、市道祢宜江東1号線、市道宮川1号線	
交通アクセス	名鉄津島駅から徒歩で約15分、弥富ICから車で約15分 津島市ふれあいバス 津島市老人福祉センターバス停から徒歩約3分	

※1：通年で満水ではありません(仕様書17参照)ので、水上アクティビティを提案する場合は、注意してください。

※2：参考資料35参照

表 2 公園内の建物

施設名	構造	建築面積	備考
旧鈴木邸・蔵	木造	201.98 m ² 34.71 m ²	大正5年建築。現在、仮の公園管理事務所として使用
休憩所	鉄筋コンクリート、木造	184.17 m ²	友愛の家(御旅所西側)、中央広場、中之島、猿尾先、藤棚下(木造) 野外ステージ南側 計6箇所
トイレ	鉄筋コンクリート(2箇所)、ステンレス造(1箇所)	133.69 m ²	北、中央、南 計3箇所
売店※		20.35 m ²	設置許可
ボート小屋※		14.40 m ²	設置許可(スワンボートも併せて許可※)
合計		745.56 m ²	

※売店、ボート小屋、スワンボートは、令和5年3月末までに設置者の自己負担で撤去いただくように調整済。

(3) 事業範囲

- 1) 公募対象公園施設の設置及び管理運営業務
- 2) 特定公園施設の設計業務
- 3) 特定公園施設の建設業務
- 4) 特定公園施設の譲渡業務
- 5) 利便増進施設の設置及び管理運営業務
- 6) 指定管理による公園全体の管理運営業務(特定公園施設を含む。公募対象公園施設及び利便増進施設を除く。)

(4) 費用負担及び役割分担

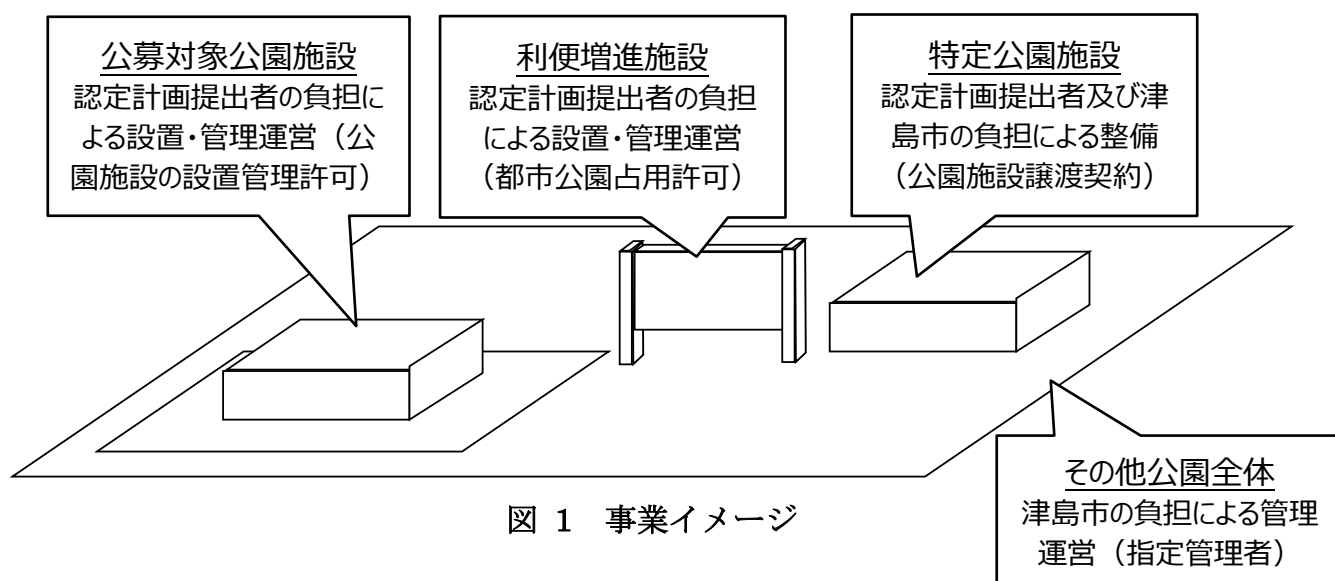


図 1 事業イメージ

表 3 費用負担及び役割分担

項目		公募対象公園施設	利便増進施設	特定公園施設	その他公園全体
設計 施工	実施 主体	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者	—
	費用 負担	認定計画提出者	認定計画提出者	津島市と認定計画提出者	—
	位置 づけ	基本協定により認定計画提出者が公園施設の設置管理許可を受けて整備	認定計画提出者が都市公園の占用許可を受けて整備	基本協定により認定計画提出者が整備した後、譲渡契約により市へ譲渡	—
管理 運営	実施 主体	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者が、指定管理者として管理運営を実施	認定計画提出者が、指定管理者として管理運営を実施
	費用 負担	認定計画提出者 ※設置許可使用料も負担	認定計画提出者 ※占用料も負担	津島市	津島市 ※自主事業は認定計画提出者の負担により実施
	位置 づけ	基本協定により公園施設の設置管理許可を受けて管理運営	都市公園の占用許可を受けて管理運営	包括協定に基づき管理運営	包括協定に基づき管理運営
	財産 管理	認定計画提出者	認定計画提出者	津島市	津島市

(5) 事業対象区域

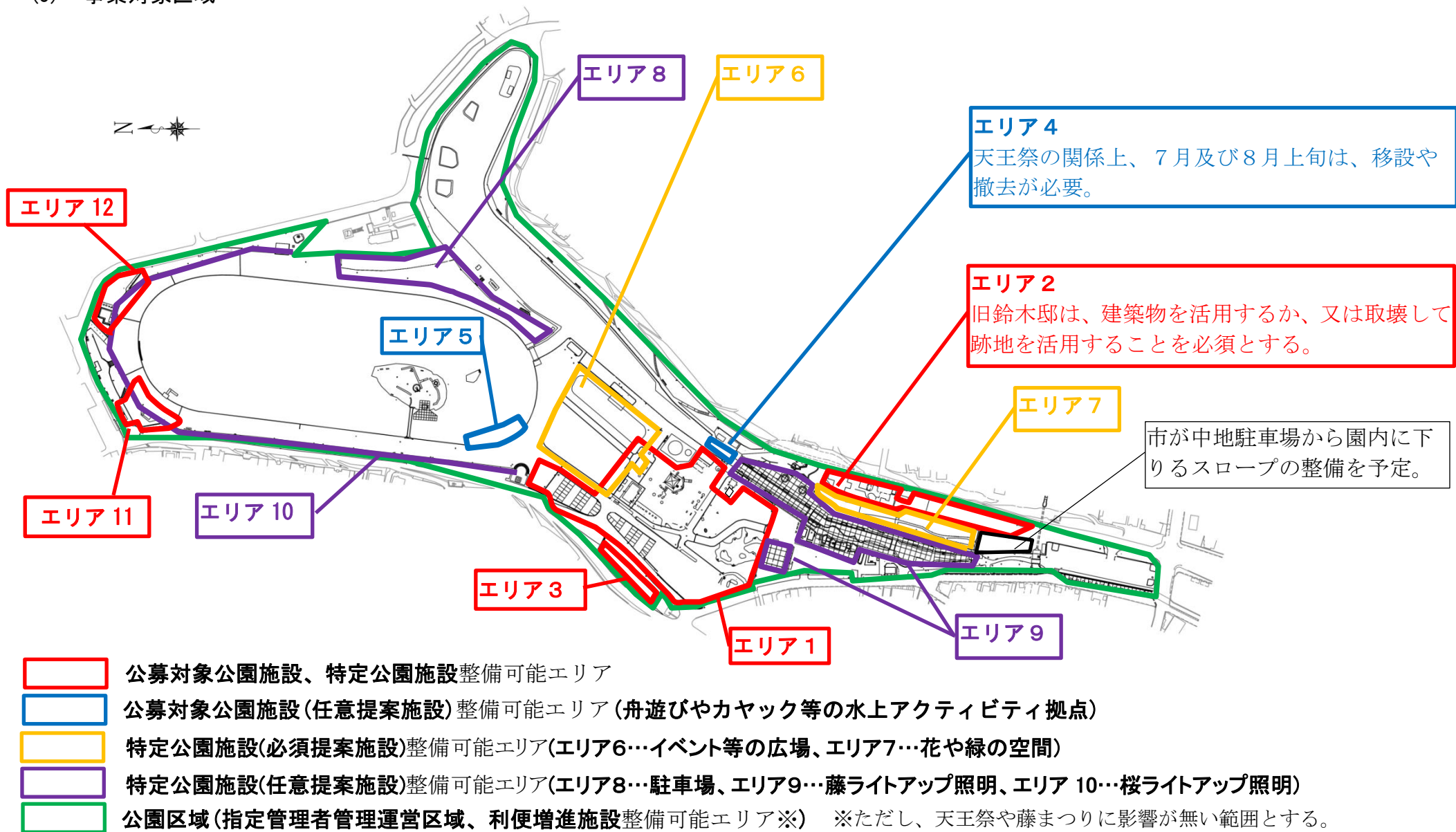


図 2 事業対象区域図

(6) 事業の流れ

1) 公募設置等予定者の選定

市は、申請者が提出した公募設置等計画の審査を行い、公募設置等予定者を選定します。

2) 公募設置等計画の認定

市は、公募設置等予定者の提出した公募設置等計画について、公募対象公園施設の場所を指定して、当該公募設置等計画が適当である旨の認定をします。また、市は、当該認定をした日、認定の有効期間、公募対象公園施設の場所を公示します。

公募設置等計画の認定後、公募設置等予定者は認定計画提出者となります。

3) 基本協定の締結

認定計画提出者は、公募設置等計画に基づき、市との間で、協議の上、事業実施条件や認定計画提出者の権利・義務等を定めた「基本協定」を締結します。

4) 公募対象公園施設の設置、管理運営

認定計画提出者には、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第5条に基づく設置管理許可により、公募対象公園施設の整備、維持管理及び運営を行っていただきます。

5) 特定公園施設の設計・建設、市への譲渡

特定公園施設に係る設計及び建設は、一旦、認定計画提出者の負担において実施していただき、整備完了後に市の完了検査を経て、市が費用の一部（予算の範囲内）を負担し、当該特定公園施設を取得します。

6) 利便増進施設の設置、管理運営

認定計画提出者が認定計画に基づき設置する利便増進施設は、法第6条に基づく占用許可により設置し、認定計画に基づき管理運営を行っていただきます。

7) 指定管理者の指定

市は、議会の議決を経て、認定計画提出者を公園全体（特定公園施設を含む。公募対象公園施設、利便増進施設を除く。）の管理運営を行う「指定管理者」に指定します。

8) 包括協定の締結

指定管理者は、公募設置等計画に基づき、市との間で、協議の上、事業実施条件や指定管理者の権利・義務等を定めた「包括協定」を締結します。

9) 公園全体の管理運営

指定管理者には、包括協定、管理運営業務仕様書（要求水準書）等に基づき、公園全体の維持管理及び運営を行っていただきます。

(7) 事業期間

公募設置等計画の認定の有効期間は、2022年(令和4年)7月頃に予定している公募設置等計画の認定日から2042年(令和24年)3月末までの約20年間とします。

なお、公募対象公園施設の設置管理許可期間は、2022年(令和4年)の許可日から2032年(令和14年)3月末までの約10年間とします。ただし、当該期間内に認定計画提出者から設置管理許可の更新の申請があった場合は、上記認定の有効期間2042年(令和24年)3月末まで許可を与えることとします。なお、設置管理許可期間には、公募対象公園施設の撤去(原状回復)の期間を含みます。

また、指定管理期間は、議会の議決を経た上で、2023年(令和5年)4月から2032年(令和14年)3月末までの9年間とします。ただし、公募対象公園施設の設置管理許可を更新した場合は、指定管理期間を上記認定の有効期間2042年(令和24年)3月末まで更新します。

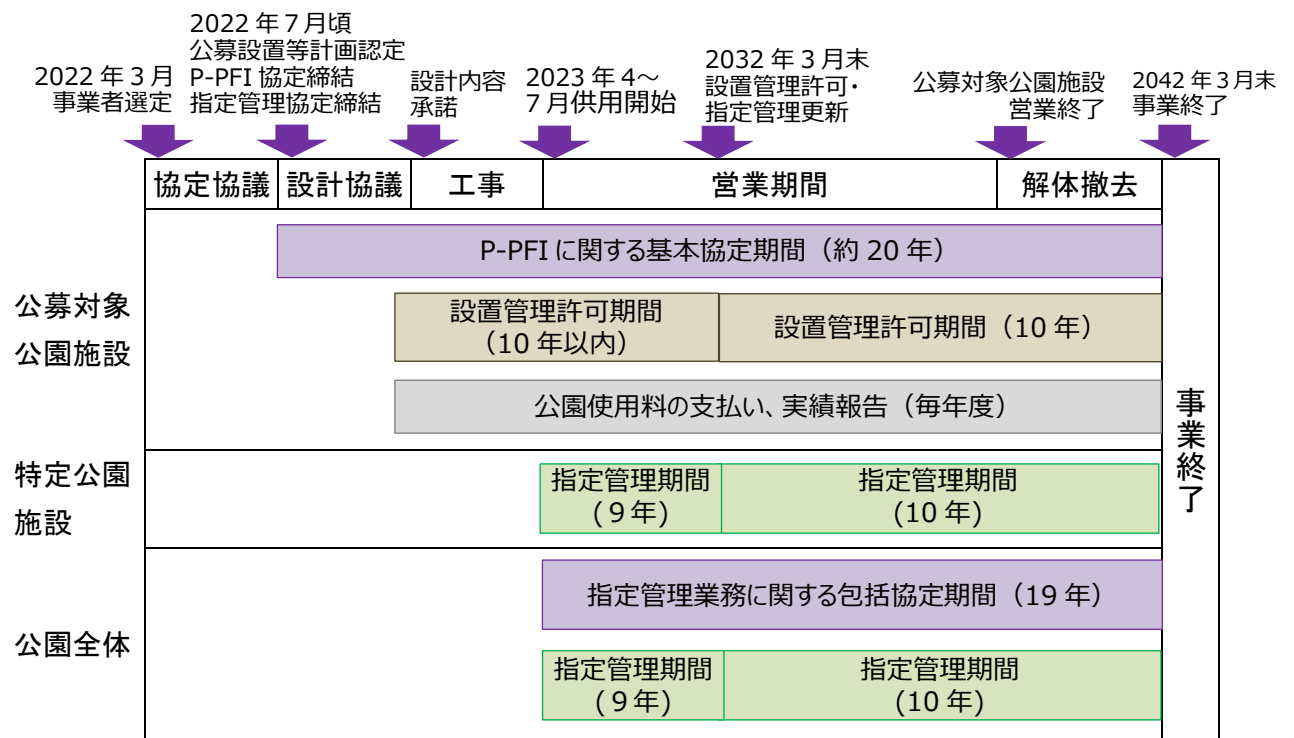


図3 事業期間

2 公募対象公園施設等の設置及び管理運営に係る事項

(1) 公募対象公園施設の種類の種類

必ず提案していただく必須提案施設と、民間事業者の意思で提案していただける任意提案施設があります。必須提案施設は、2023年(令和5年)7月前半(天王祭前)までに供用開始を必須とします。任意提案施設は、2026年(令和8年)4月上旬(藤開花前)までに供用開始することを認めます(供用開始時期の猶予)。ただし、P8図3の2042年(令和24年)3月末の事業終了は変更となりません。

1) 必須提案施設

カフェ・喫茶店又はレストランの両方又はいずれか

※複数の店舗が入る建物の提案も可能です。

2) 任意提案施設

法第2条第2項及び都市公園法施行令第5条に規定される遊戯施設(遊具、舟遊場など。魚釣は禁止)、教養施設(体験学習施設など)、便益施設(カフェ・喫茶店又はレストラン等の飲食店、売店(自動販売機のみは不可。)、宿泊施設など)を対象とします。

※カフェ・喫茶店を必須提案施設、レストランを任意提案施設として提案する場合、カフェ・喫茶店は2023年(令和5年)7月前半までに供用開始、レストランは2026年(令和8年)4月上旬までに供用開始することになります。

(2) 公募対象公園施設の整備可能エリア(P6図2参照)

1) 必須提案施設…エリア1

2) 任意提案施設…エリア1、2、3、11、12

3) 任意提案施設(水上アクティビティを提案する場合)…エリア4、5

※エリア4は、天王祭の関係上、7月及び8月上旬は移設や撤去が必要となります。

(3) 公募対象公園施設の条件

1) 設置に関する条件

ア 共通事項

【基本事項】

a 天王川公園の魅力向上、賑わい創出、集客に繋がる施設としてください。

b 天王川公園が風致地区や藤まつり・天王祭の会場であること等を踏まえ、景観に配慮した配置計画、色彩、意匠としてください。施設に付随した植栽等の提案も可能とします。室外機や設備機器等、施設外部に設置する設備は、目隠しを設置する等、周囲の景観に配慮してください。電気や電話等の配線は、基本的に地下配線としてください。ただし、周辺道路からの引込箇所等の公園利用者の目につきにくい箇所は地上配線を認めます。風致地区の規制は、参考資料7を確認してください。

c 天王川公園は、一般公衆の自由な利用に供される公共施設であることから、

特定の利用者に限定される施設、騒音の発生等により他の公園利用者の利用を著しく阻害する施設、又は周辺住民に迷惑をかけるような施設の提案は認めません。

【施設の規模・構造】

d 施設の規模、構造、階数は任意とします。

【旧鈴木邸】

e エリア2の旧鈴木邸の建築物(蔵も含む。)を活用することは可能です。また、取壊(ブロック塀、北西の石積、庭の石、木等の撤去も可能。)して、跡地に公募対象公園施設を整備することも可能です。ただし、跡地に公募対象公園施設を整備する場合の取壊し費用は、認定計画提出者の負担となります(後述する特定公園施設を跡地に整備する場合は、市は上限額の範囲内で取壊し費用の9割未満を負担します。)。旧鈴木邸の図面は、参考資料3を確認してください。なお、旧鈴木邸は現行の耐震基準を満たしていませんので、建築物を活用する場合は、耐震工事を実施してください。

【ユニバーサルデザインへの配慮】

f 様々な人々が利用できるように、施設はユニバーサルデザインに配慮して計画してください。

g 「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン(平成24年3月国土交通省)」、愛知県「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」及び「津島市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」を遵守してください。

【インフラ整備】

h インフラ施設は、認定計画提出者の負担で整備してください。

i 施設に必要なインフラ(上水道、下水道、電気、電話等)の引込を行う場合は、各インフラ管理者と直接協議してください。天王川公園内の埋設管及び公園周辺の上水道は参考資料4、5を確認してください。

j 公募対象公園施設のインフラは、既存施設や特定公園施設とは独立して設けることを基本としますが、既存施設や特定公園施設のインフラから接続しても支障がない場合は、市と協議の上、接続することができるものとします。その場合は、子メーター等を設置し、公募対象公園施設の使用料を区分できるようにしてください。

【汚水の排水先】

k 下水道が無い区域ですので、浄化槽の設置が必要となります。ただし、エリア11、12は、周辺道路の下水道への接続が可能です(参考資料37参照)。接続を検討する場合は、津島市上下水道部工務課と十分に調整してください。下水道への接続は、認定計画提出者の負担で整備してください。

l エリア1の最終の排水先は、藤棚西側の道路下にあるボックスカルバートB1800×H1200になります(参考資料4参照)。

m エリア2の排水先は、旧鈴木邸で使用している排水管(参考資料4参照)又は前面道路のPU側溝となります。

n エリア3は、排水先がありませんので、前面道路にPU側溝を整備し、藤棚西側の道路下にあるボックスカルバートB1800×H1200まで排水を確保する必要があります。

o 排水先の確保は、認定計画提出者の負担で行ってください。

【夜間の安全確保】

p 死角や暗がりを作らないよう施設や照明の配置を計画するなど、夜間の公園の安全性に配慮してください。

【寄附物件や照明灯等の移設】

q 区域内にある寄附物件や照明灯等を移設する場合は、移設前に市と移設先を協議の上、認定計画提出者の負担で行ってください。

【木の伐採、石等の撤去】

r 木の伐採、石等を撤去する場合は、市と協議の上、認定計画提出者の負担で行ってください。

s エリア11、12の桜を伐採する場合は、新たに桜を植樹する等、景観に配慮してください。

【盛土】

t エリア11、12の盛土は認めますが、景観に配慮の上、丸池周辺の園路幅を11m以上確保するようにしてください(参考資料36参照)。土地の形質の変更においては、風致地区の基準を満たしてください(参考資料7参照)。エリア11の西側スロープの改修は認めます。エリア12の東側スロープは無くすことを認めます。

【専用駐車場】

u エリア11、12は、公募対象公園施設に付随する専用駐車場の整備を認めます。ただし、専用駐車場の面積についても、公募対象公園施設に係る設置管理許可の使用料が必要となります。また、北側道路は県道になりますので、乗入口等の工事を行う場合は、道路法(昭和27年6月法律第180号)第24条に基づき、愛知県の承認が必要となります。

【バーベキュー施設】

v レストラン又はカフェ・喫茶店と一体的なバーベキュー施設は、レストラン等の一部として、設置を認めます。単独でのバーベキュー施設の設置は認めません。また、大規模イベント開催等により人の密集が想定される場合は、煙が公園利用者にかからない様に、特に注意してください。なお、期間限定でバーベキュースペースを設置する場合は、下記「7) 自主事業 ウ 通年事業(自主事業) 【通年の賑わい創出】」で提案してください。

イ 必須提案施設のカフェ・喫茶店又はレストランの個別事項

a 緑や水、天王祭、藤等の天王川公園特有の風景を眺望できる座席や屋外スペースを配置してください。屋上やテラス等でバーベキューが出来る建物の提案も可能です。

b 常設としてください。木造、RC、鉄骨、ユニット式など種別は問いません。

c 規模に応じたトイレを店内に整備し、そのうち一つは多目的トイレを整備し

てください。

- d エリア 1 に必須提案施設のカフェ・喫茶店又はレストランのいずれか、エリア 11 又はエリア 12 に任意提案施設としてカフェ・喫茶店又はレストランのいずれかを提案することも可能です。

2) 管理運営に関する条件

ア 共通事項

【基本事項】

- a 利用者の満足度向上、利用促進に繋がる管理運営を行ってください。
- b 有料会員等の特定の利用者に限定される利用方法や排他的な利用方法は認めません。
- c 音や振動、照明の照度及び営業時間等について、周辺の環境に配慮してください。

【営業日、営業時間、利用料金等】

- d 営業日・営業時間は、導入施設の整備内容、提供するサービスに対して適切なものとし、認定計画提出者の提案に基づき、市と認定計画提出者で協議の上、決定します。
- e メニュー、販売する物品及び利用料金等の価格は、公園利用者が利用しやすい金額にしてください。

【インフラの管理】

- f インフラ施設は、認定計画提出者の負担で管理してください。

【注意事項】

- g アルコール類の販売や提供は可能です。たばこの販売も可能ですが、喫煙場所での喫煙を促す対策を実施してください。
- h 公募対象公園施設の区域を境界杭等により現地で明示してください。
- i 営業に伴い発生する廃棄物は認定計画提出者の責任で回収し、適切に処理（保管、搬出、処分等）してください。
- j 火災、地震等の災害が発生した場合は、屋外へ誘導する等、公募対象公園施設の利用者及び公園利用者の安全確保に努めてください。

【禁止事項】

- k 政治的又は宗教的な用途で、勧誘活動及び公園利用者が対象となることが予想される普及宣伝活動等
- l 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に該当する事業
- m 青少年等に有害な影響を与える物の販売、サービス提供等
- n 騒音や悪臭等、著しく周辺の環境を損なうことが予想される行為
- o 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する団体及びその利益となる活動を行う者の活動
- p 上記の他、公園利用と関連性が低く、市が必要とみなすことができないと判断する行為

イ 必須提案施設のカフェ・喫茶店又はレストランの個別事項

- a 通年営業としてください。ただし、平日1日の週休日の設定は可能とします。
- b 営業開始時間は、朝のラジオ体操やウォーキング等に励む方が利用できるように配慮してください。
- c 上記 b に加え、公園利用者が利用しやすいメニュー、金額としてください。
なお、津島市には毛織物業で繁栄した昭和時代からモーニングサービスの文化が根付いています。モーニングサービスは、必須ではありませんが評価基準の一つとして評価します。
- d 天王川公園が天王祭や藤まつりの会場であること、津島市には抹茶文化が根付いていること、特産品(いちご、津島麩など)等を活かしたメニューがあれば、提案してください。必須ではありませんが評価基準の一つとして評価します。
- e 全国展開し、全国的に認知度があるチェーン店において、オリジナルメニューの提供が難しい場合、上記 c のモーニングサービス、d のメニューの提案が無くても、集客が充分に見込める場合は、利用者の満足度向上、利用促進に繋がる運営方法として評価します。

3) 設置又は管理の開始の時期

公募対象公園施設の設置管理許可は令和4年7月以降とし、供用開始時期は、原則令和5年7月前半(天王祭前)までです。ただし、前述したとおり、任意提案施設は令和8年4月上旬(藤開花前)までに供用開始することを認めます(供用開始時期の猶予)。

4) 公募対象公園施設の使用料の額の最低額

公募対象公園施設に係る設置管理許可の使用料の最低額は以下のとおりです。この金額以上で、年間使用料(税込)及び対象面積を提案してください。

公募対象公園施設の使用料	450 円/㎡年 以上
--------------	-------------

※使用料は、年度ごとにその都度発行する納入通知書により支払っていただきます。

※支払時期は、当該年度の5月末までとします。

※工事期間中も使用料が発生します。

※津島市都市公園条例(昭和62年津島市条例第10号。以下「条例」という。)の別表第3に基づき、当該許可日の属する年度で、使用期間が1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、その期間に1月未満の端数があるときは、端数を1月とみなして計算します。また、円未満の端数が生じるときは1円とみなして計算します。

5) 公募対象公園施設の収益還元

公募対象公園施設の収入(売上額)の一部を市へ還元(納付金)してください。収入(売上額)の市への還元率(%)及び還元額(円)を提案してください。ただし、実際の

還元は、還元率は固定とし、還元額は収入(売上額)の実績に応じて変動する(収入の増減に応じて還元額も増減する)ものとします。

(4) 特定公園施設の建設に関する事項

必ず提案していただく必須提案施設と、民間事業者の意思で提案していただける任意提案施設があります。供用開始は、2023年(令和5年)4月1日を基本とします。ただし、必須提案施設のイベント等の広場、花や緑の空間及び任意提案施設は、2024年(令和6年)4月1日までに供用開始することを認めます(供用開始時期の猶予)。

1) 必須提案施設

- ア 公園管理事務所
- イ 駐車場
- ウ 駐輪スペース
- エ イベント等の広場
- オ 花や緑の空間

2) 任意提案施設

- カ 藤ライトアップ照明
- キ 桜ライトアップ照明
- ク その他(園路、トイレ、遊具等)

3) 特定公園施設の整備可能エリア(P6図2参照)

- ア 公園管理事務所 …エリア2、3
- イ 駐車場 …エリア1、2、3、8、11、12
- ウ 駐輪スペース …エリア1
- エ イベント等の広場 …エリア6
- オ 花や緑の空間 …エリア7
- カ 藤ライトアップ照明 …エリア9
- キ 桜ライトアップ照明 …エリア10
- ク その他(園路、トイレ、遊具、休憩所等)…エリア1、2、3、11、12

4) 特定公園施設の条件

ア 共通事項

【基本事項】

- a 天王川公園の魅力向上、賑わい創出、集客に繋がる施設としてください。
- b 天王川公園が風致地区や藤まつり・天王祭の会場であること等を踏まえ、景観に配慮した配置計画、色彩、意匠としてください。施設に付随した植栽等の提案も可能とします。室外機や設備機器等、施設外部に設置する設備は、目隠しを設置する等、周囲の景観に配慮してください。電気や電話等の配線は、基本的に地下配線としてください。ただし、周辺道路からの引込箇所等の公園利用者の目

につきにくい箇所は地上配線を認めます。

- c 維持管理が容易な施設としてください。
- d 公募対象公園施設と特定公園施設を合築する場合は、事業期間終了時の公募対象公園施設の解体や、解体後の特定公園施設の管理運営に支障がないようにしてください。修繕時等においても、相互の管理運営に支障がないようにしてください。
- e 公募対象公園施設や特定公園施設の整備により、既存のトイレ、休憩所、遊具等の施設の取壊が必要な場合は、同等以上の代替施設の整備又は移設をしてください。
- f 特定公園施設の建設は、基本協定締結後、具体的な内容を市と協議し、市が承諾したものを最終的な計画とします。

【旧鈴木邸】

g エリア2の旧鈴木邸は、建築物(蔵も含む。)を活用するか、又は取壊(ブロック塀、北西の石積、庭の石や木等の撤去も含む。)して、跡地に特定公園施設を整備してください(公募対象公園施設として活用する場合を除く。)。旧鈴木邸の図面は、参考資料3を確認してください。なお、旧鈴木邸は現行の耐震基準を満たしていませんので、建築物を活用する場合は、耐震工事を実施してください。

【ユニバーサルデザインへの配慮】

- h 様々な人々が利用できるように、施設はユニバーサルデザインに配慮して計画してください。
- i 「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン(平成24年3月国土交通省)」、愛知県「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」及び「津島市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」を遵守してください。

【インフラ整備】

j 特定公園施設に必要なインフラ(上水道、下水道、電気、電話等)の引込を行う場合は、各インフラ管理者と直接協議してください。天王川公園内の埋設管及び公園周辺の上水道は参考資料4、5を確認してください。

【汚水の排水先】

- k 下水道が無い区域ですので、浄化槽の設置が必要となります。ただし、エリア11、12は、周辺道路の下水道への接続が可能です(参考資料37参照)。接続を検討する場合は、津島市上下水道部工務課と十分に調整してください。
- l エリア2の排水先は、旧鈴木邸で使用している排水管(参考資料4参照)又は前面道路のPU側溝となります。
- m エリア3は、排水先がありませんので、前面道路にPU側溝を整備し、藤棚西側の道路下にあるボックスカルバートB1800×H1200まで排水を確保する必要があります。前面道路の側溝整備の費用は、認定計画提出者の全額負担となります。

【夜間の安全確保】

n 死角や暗がりを作らないよう施設や照明の配置を計画するなど、夜間の公園の安全性に配慮してください。

【寄附物件や照明灯等の移設】

- o 区域内にある寄附物件や照明灯等を移設する場合は、移設前に市と移設先を協議してください。

【木の伐採、石等の撤去】

- p 木の伐採、石等を撤去する場合は、市と協議の上、実施してください。
- q エリア 11、12 の桜を伐採する場合は、新たに桜を植樹する等、景観に配慮してください。

イ 公園管理事務所(エリア 2、3)

- a 指定管理者が公園全体を管理運営するために利用する施設(事務室等)として整備してください。
- b 木造、RC、鉄骨、ユニット式など耐久性のある構造としてください。
- c 公園管理事務所に用事のある来園者が便利のように、駐車場と一体的に整備してください。
- d 利用者が事務所に入りやすい雰囲気(例：外から事務所内が見える等)にしてください。
- e 仮の公園管理事務所として使用している旧鈴木邸に保管している資材を移転するスペースを設けてください。移転先のスペースは、公園管理事務所と別箇所にしても構いません。
- f 旧鈴木邸に置いてある A E D を置くスペースを設けてください。
- g 市は、家族連れが多いことから、授乳室が必要ではないかと考えています。あくまで市の考え方ですので、申請者の考えに基づき、提案をしていただいても構いません。

ウ 駐車場(エリア 1、2、3、8、11、12)

【共通事項】

- a 現状(平時)の駐車場台数は、下表のとおりです。平時の駐車場利用は、無料です。藤まつり等の大規模イベント開催時や年末・年始に近隣で交通渋滞の発生が予測される場合は、臨時駐車場として条例別表第 2 の金額の範囲内で駐車料金を徴収し、指定管理者の収入とすることができます。現状(平時)の駐車場台数の詳細及び臨時駐車場の設置可能区域は、参考資料 8、9 で確認してください。

駐車場名	台数	備考
第 1 駐車場	45	エリア 1 の一部
第 2 駐車場	51	
第 3 駐車場	29(66)	エリア 8 の一部
中地駐車場	27	エリア 2
瑠璃小路駐車場	18	エリア 3
合計	170(207)	

※()は桜開花時の第 3 駐車場拡幅時の台数

- b 公募対象公園施設の整備等による駐車場の利用台数の増加も鑑み、公園利用者の駐車場が不足しないように、より多くの台数を整備してください。
- c 水溜りが出来ないように排水対策を行ってください。
- d 必要に応じて、防護柵設置等の安全対策を行ってください。

【エリア 1】

- e 乗用車の駐車場(平時)を 80 台以上(現況 45 台)確保してください。ただし、大規模イベント開催時には、観光バスの乗降や転回させる場所として利用できるように整備してください(現状、藤まつりの時は、津島神社の駐車場をお借りして乗降させていますが、公園内にも乗降や転回できるスペースを確保してください。)
- f アスファルト舗装をしてください。舗装構成は、表層(再生密粒 As top13) t=50mm、下層路盤(RC-40) t=250mm としてください。観光バスが乗入する箇所は、表層(再生密粒 As top20) t=50mm、基層(再生粗粒 As top20) t=50mm、下層路盤(RC-40) t=250mm としてください。ただし、中央公民館跡地の RC-40 が敷かれている箇所は、不陸整正を行った上で、アスファルト舗装を施工することを認めます。
- g 区画線の設置により車の駐車位置を明示してください。

【エリア 2、3】

- h 合計で乗用車の駐車場(平時)を 55 台以上(現況 45 台)確保してください。
- i エリア 2 は、砕石敷きの駐車場としての整備を認めます。砕石敷きの場合は、路盤(RC-40) t=100mm としてください。アスファルト舗装をする場合の舗装構成は、上記 f のとおりです。
- j エリア 3 は、アスファルト舗装していただいて構いません(任意)。アスファルト舗装をする場合の舗装構成は、上記 f のとおりです。

【エリア 8】

- k 常時駐車場を拡幅して利用できるように整備していただいて構いません(任意)。整備する場合は、公園利用者(丸池や車河戸周辺をウォーキングやランニングする方)や景観(既存の駐車場部分のみを舗装する等)に配慮してください。

【エリア 11、12】

- l 盛土をして、北側道路から入庫できる駐車場を整備していただいて構いませんが(北側道路は県道になりますので、乗入口等の工事を行う場合は、道路法(昭和 27 年 6 月法律第 180 号)第 24 条に基づき、愛知県の承認が必要)、景観に配慮の上、丸池周辺の園路幅を 11m 以上確保するようにしてください(参考資料 36 参照)。土地の形質の変更においては、風致地区の基準を満たしてください(参考資料 7 参照)。エリア 11 の西側スロープの改修は認めます。エリア 12 の東側スロープは無くすことを認めます。
- m アスファルト舗装をする場合の舗装構成は、上記 f のとおりです。先述のとおり、公募対象公園施設に付随する専用駐車場として整備いただいても構いません。

【その他】

- n 現状、藤まつりの時は、徴収員を配置して駐車料金を徴収しており、毎年多額の徴収費がかかっています(参考資料 22、24 参照)。経費節減等の観点から、自動精算機や開閉ゲートを整備していただいて構いません(任意)。

エ 駐輪スペース(エリア 1)

- a 自転車駐輪できるスペースを整備してください。屋根の有無は問いません。現状、休憩所(中央広場)周辺に多い日には無造作に 30~50 台程度駐輪されています。藤まつり、天王祭の時は、中央トイレの浄化槽の上を、駐輪スペースとして案内しています(参考資料 24、29 参照)。

オ イベント等の広場(エリア 6)

- a 天然芝や人工芝等の整備(整備方法は任意)により、家族連れや若者がワンタッチテントやレジャーシートを広げて寛いだり、バトミントンやボール遊び等を楽しんだり、イベントを開催する場所として魅力を向上させてください。
- b 既存のパーゴラ(野外ステージ南側)は、そのまま残してください。周辺は、整備していただいて構いません。
- c 野外ステージ及び休憩所は、改修や建替していただいて構いません。
- d コンクリート広場は、取壊しや改修していただいて構いません。
- e エリア中央を南北に走る通路は、無くして構いません。
- f 藤まつりやマルシェ等のイベント時に、キッチンカーや出店ブースが利用できる電気や水の供給施設を整備していただいて構いません。
- g 必要に応じて、芝の維持管理用の散水施設等を整備していただいて構いません。

カ 花や緑の空間(エリア 7)

- a 花や緑の空間として、来園者に潤いや楽しみを提供できるように魅力を向上させてください。藤棚の隣接地にふさわしい空間としてください。市は、開花時期が藤に近い芝桜やツツジ等を植付けて、藤と一体的に楽しめる空間にしてはどうかと考えています。あくまで市の考え方ですので、申請者の考えに基づき、提案をしていただいて構いません。
- b 日当りを良くして藤の樹勢の回復及び竹林の倒木による事故を防ぐため、竹は撤去してください。
- c 日当りを良くして藤や樹木の樹勢を回復させるため、樹木は適当に間伐してください。
- d 必要に応じて園路等を整備していただいて構いません。
- e 参考資料 14 の緑化率を確保してください。

キ 藤のライトアップ照明(エリア 9)

- a 下記「(6)管理運営(指定管理者)に関する事項 6)藤まつりの運営(指定管理者業務) ア基本事項 b)」に記載のとおり、従来、(一社)津島市観光協会(以下「観光

協会」という。)が藤のライトアップを実施してきました(指定管理者制度導入後は指定管理者が実施)。しかし、藤まつりの度に、臨時でライトアップのための照明を設置しているため、多額の電気工事費がかかっています(参考資料 22 参照。電気工事費は、本部テントや出店ブースの電気工事費も含め、約 100 万円です。)。経費節減や魅力向上の観点から常設の藤のライトアップ照明を整備していただいで構いません(任意)。

- b 現在、市で藤棚の改修工事を進めていますので、ライトアップ照明を整備する場合は、市と協議の上、改修工事に大きな支障とならないようにしてください。ライトアップ照明や配線の簡単な移設等であれば、市で藤棚改修工事に併せて行います。また、藤棚の未改修区間は、改修後に整備することにしていただいても構いません。ただし、市の藤棚改修工事は、予算の関係上、相当の期間を要する見込みです。

ク 桜のライトアップ照明(エリア 10)

- a 市は、毎年、夜桜を楽しむことができるように臨時で照明(提灯)を設置しています(津島市天王川公園管理運営業務仕様書 15 参照、設置・撤去費約 38 万円)。経費節減や魅力向上の観点から常設の桜のライトアップ照明を整備していただいで構いません。なお、既存の照明施設は、津島電気工事業協同組合に保管していただいでいます。
- b 将来的(時期未定)に、市で堤防法尻の整備(座れるような整備)等を考えていますので、ライトアップ照明を整備する場合は、市と協議の上、改修工事に大きな支障とならないようにしてください。ライトアップ照明や配線の簡単な移設等であれば、市で改修工事に併せて行います。

ケ その他施設

- a 必要に応じて、施設への動線の園路整備等を実施してください。
- b 中央トイレの匂いの改善を望む声が度々聞かれますので、良い方法があれば、改善してください(任意)。

5) 市による特定公園施設の整備費用の負担

- ア 市が負担する費用の上限額及び割合は表 4 のとおりとします。

表 4 特定公園施設の整備費の負担

特定公園施設の整備内容	市の費用負担
公園管理事務所 駐車場 駐輪スペース イベント等の広場 花や緑の空間	費用の9割未満で、上限額 72,000 千円(総額) (消費税及び地方消費税を含む。)

藤ライトアップ照明 桜ライトアップ照明 その他(園路、トイレ、遊具、 休憩所等)	無し
---	----

イ 市からの負担額は、設計協議を経て、認定計画提出者から最終的な計画内容とその工事内容の内訳を提出いただき、市が金額を精査確認したうえで、市と認定計画提出者で協議し、決定します。

ウ 費用には、設計監理、建築確認申請等の各種許認可申請、インフラ施設の引込、既存施設(旧鈴木邸含む。)の取壊に係る費用を含むものとします。イベント等の広場の整備内容には、野外ステージ及び中央休憩所の改修や建替(任意)を含みます。花や緑の空間の整備内容には、園路整備等(任意)を含むものとします。

エ 駐車場の自動精算機や開閉ゲートの費用は除きます。

オ 備品に要する費用は含まないものとします。

カ 特定公園施設の市の費用負担額に対して、Park-PFI の支援制度として創設された「官民連携型賑わい拠点創出事業(社会資本整備総合交付金)」等の国からの支援を受ける予定です。国からの支援を受けるにあたって、市から資料提出を求める場合がありますので、協力をお願いします。また、国からの支援を受ける関係上、供用開始時期の猶予を認めるイベント等の広場(エリア6)、花や緑の空間(エリア7)は、2024年(令和6年)3月末までに必ず整備を完了してください。

6) 特定公園施設の適用基準等

特定公園施設の工事の施工は、工事の施工に関する法令及び以下の基準等を遵守してください。以下に定めのない場合は、市と協議のうえ、適切に施工してください。

ア 国土交通省の次の基準等の最新版を適用する。

- ・ 官庁施設の基本的性能基準
- ・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ・ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- ・ 官庁施設の環境保全性基準
- ・ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- ・ 官庁施設の防犯に関する基準
- ・ 建築設計基準
- ・ 建築設計基準の資料
- ・ 建築構造設計基準
- ・ 建築構造設計基準の資料
- ・ 構内舗装・排水設計基準
- ・ 構内舗装・排水設計基準の資料
- ・ 駐車場設計・施工指針について
- ・ 建築工事標準詳細図
- ・ 建築設備計画基準

- ・ 建築設備設計基準
- ・ 雨水利用・排水再利用設備計画基準
- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編・機械設備工事編）
- ・ 公共建築工事積算基準
- ・ 公共建築工事積算基準の解説（建築工事編）
- ・ 公共建築工事積算基準の解説（設備工事編）
- ・ 公共建築工事標準単価積算基準
- ・ 公共建築数量積算基準・同解説
- ・ 公共建築設備数量積算基準・同解説
- ・ 敷地調査共通仕様書
- ・ 建築工事設計図書作成基準
- ・ 建築工事設計図書作成基準の資料
- ・ 建築設備工事設計図書作成基準
- ・ 建築設計業務等電子納品要領
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針
- ・ 建築設備設計計算書作成の手引き

イ 愛知県の次の基準等の最新版を適用する。

- ・ 愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱
- ・ 建築工事事務の手引

(5) 利便増進施設の設置に関する事項

1) 看板又は広告塔

ア 事業対象区域内に、天王川公園周辺の回遊性向上や地域活性化を目的として、地域における催し物に関する情報や店舗情報等を提供するための看板又は広告塔（以下「看板等」という。）を認定計画提出者の任意提案により設置することが可能です。また、その広告料は認定計画提出者の収入とすることができます。

イ 看板等の設置にあたっては、都市公園占用許可を受け、条例による金額を市に納入していただきます。令和4年度においては次に示す金額になりますが、条例改正により金額が変更になる場合があります。

2) 使用料

表示面積 1 平方メートル 1 年につき 2,300 円

(6) 管理運営(指定管理者)に関する事項

1) 施設における業務

天王川公園全体(特定公園施設を含む。公募対象公園施設、利便増進施設を除く。)を維持管理し、及び運営すること。

2) 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者業務は、条例第10条の2及び第15条に基づき、施設に関する業務のうち、次に掲げる業務とし、その詳細は、天王川公園管理運営業務仕様書(要求水準書)により定めるものとします。

- ア 行為を許可すること。
 - イ 行為の許可を受けた事項の変更を許可すること。
 - ウ 行為の許可に条件を付けること。
 - エ 臨時駐車場の利用を許可すること。
 - オ 臨時駐車場の利用の許可に条件を付けること。
 - カ 臨時駐車場の利用できる日及び利用時間を定めること。
 - キ 行為許可及び臨時駐車場の利用料金を徴収すること。※
 - ク その他天王川公園を維持管理し、及び運営すること(藤まつりの運営を含む)。
- ※行為許可及び臨時駐車場の利用料金は、指定管理者の収入となります。

3) 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者業務は、条例第16条に基づき、次に掲げる基準により行うものとする。

- ア 法その他の関係法令並びに条例及び条例に基づく規則の規定を遵守し、誠実に指定管理者業務を行うこと。
- イ 施設を利用しようとする者に対して不当な差別的取扱いをしないこと。
- ウ 指定管理者業務に関連して取得した個人に関する情報その他の情報を適切に取り扱うこと。
- エ その他市長が定める基準

4) 藤まつり全体及び天王祭の一部の運営移行

- ア 従来、観光協会が自主運営してきた藤まつり全体及び天王祭の一部の運営は、令和5年度から指定管理者に移行します。
- イ 認定計画提出者(指定管理者)は、令和4年の藤まつり及び天王祭の現地確認を行うとともに観光協会から祭に関わる業務の引継ぎを受け(観光協会が指定管理者に指定された場合を除く。)、令和5年から円滑に運営できるようにしてください。なお、観光協会から認定計画提出者への引継ぎは、市も連携して行います。
※藤まつりは、令和4年7月頃予定している基本協定締結前になりますが、現地確認及び引継ぎに協力をお願いします。
- ウ 藤まつりは、指定管理者業務とし、主催者は津島市(指定管理者)とします。
- エ 天王祭は、後述する指定管理者の自主事業とします。尾張津島天王祭協賛会の車楽舟行事や津島神社の神事(以下「神事」という。)、尾張津島天王祭連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)が運営する観覧舟(以下「観覧舟」という。)、市から観光協会への委託事業は、従来どおり各団体が実施します。天王祭宵祭当日の概要図は、参考資料29で確認してください。市から観光協会への委託事業は、参考資料21で確認してください。連絡協議会から指定管理者に一括して行為許可の申請がありますので、文化財の保存・継承の観点から、従来どおり利用料金を免除

した上で、行為を許可してください。

オ 指定管理者による藤まつり及び天王祭の運営については、市から観光協会へ書面による協議を行い、「当該指定管理者参入の崇高なる理念、奉仕の精神、豊かな事業経験及びリスクテイクを熟知する事業者との連合体並びにステークホルダー等との運営スタイルは、当市民当地域に高い付加と利便を供する観点から当協会は、歓迎の意を表する。」との回答を観光協会から書面でいただいております。

カ 運営移行に当たり、市から観光協会へ指定管理者募集時の資料として、藤まつり及び天王祭(観光協会から指定管理者への移行範囲)の資料の提供依頼を行ったところ、参考資料 22 の提供がありました。応募に当たって、参考資料 22 以上に詳細な内容が必要な場合は、民間事業者から直接観光協会に聞くようにしてほしいとのことでしたので、必要な場合は、直接観光協会へお問合せください。なお、公表されている資料や市が所有する資料に基づき、参考資料 23～31 を作成しましたので、参考としてください。

5) 臨時駐車場の前提事項

ア 利用日時・料金等

- a 臨時駐車場の設置可能区域は、参考資料 9 を参考にしてください。
- b 臨時駐車場の利用日時及び料金は、条例別表第 1 及び第 2、第 10 条の 2 第 3 項に基づき下表のとおりです。

区分	日時※	金額※
普通自動車	指定管理者が定める日時	1 台 1 回につき 1,000 円以内
大型自動車		1 台 1 回につき 4,000 円以内

※日時及び金額を定める時は、その都度市の承認が必要となります。

- c 指定管理者は、臨時駐車場の箇所(範囲)、開設日、時間、駐車料金の金額を、上表に基づき、市の承認を受けて定めます。平日と土日祝日、市民と市外在住者で料金を分けることも可能です。藤の開花状況に応じて料金を変更することも可能です。
- d 市は、有料の臨時駐車場の開設時期を藤まつり、天王祭(P-PFIで整備した駐車場への露店等の駐車)、年末・年始と想定しています。
- e 桜や彼岸花の開花時期にイベント等を開催して集客力が向上すれば、臨時駐車場の開設が必要になってくると考えています。ただし、彼岸花は、開花面積が狭く(参考資料43参照)、密度も低いため、丸池周辺の堤防法面に彼岸花を植付けて魅力を向上させる必要があると考えています。また、昭和28年から桜まつりを開催していましたが、平成9年を最後に中止となりました(観光協会等が主催)。桜や彼岸花の開花時期のイベントや彼岸花の植付け等の提案(任意)がある場合は、下記「7) 自主事業 ウ 通年事業(自主事業) 【通年の賑わい創出】」で提案してください。なお、市は桜や彼岸花の開花時期の集客力を向上させたいと考えています。

イ 藤まつり

- a 従来の藤まつりの駐車場の位置は、参考資料24で確認してください。
- b 駐車場整理協力金(以下「協力金」という。)の推移は下表のとおりです。

年度	協力金(1台1回)		備考
	普通自動車	大型バス	
平成29年度	1,000円	2,500円	普通自動車は300円分のクーポン付。
平成30年度	800円	3,000円	
令和元年度	800円	3,000円	
令和2年度	-	-	藤まつり中止(藤の観賞不可)。
令和3年度	1,000円	-	藤まつり中止(藤の観賞可)。

※天王川公園外の小学校等の普通自動車の協力金(土日祝日のみ)は500円です。

- c 過去の収入は参考資料22、23で確認してください(天王川公園外の小学校のグラウンド駐車場等の協力金も含まれているため注意してください。)。従来、藤まつりの主催者である観光協会の収入でしたが、令和5年度からは指定管理者の収入となります。なお、大型バスは観光協会が津島神社の駐車場をお借りして、観光客を乗降させ、観光客が藤を観賞している間は、国道155号線沿いの民間の所有地に有料で駐車させています。
- d 従来の藤まつり期間は、4月下旬から5月のゴールデンウィーク末頃迄で、それに合わせて臨時駐車場の開設が計画されてきました。しかし、近年、藤の開花が早まり、4月中旬に藤が開花することが何度もあり、急遽臨時駐車場を開設する等、度々混乱が生じてきました。このため、藤の開花時期に合わせて柔軟に臨時駐車場を開設できるようにしてください。

ウ 天王祭

- a 従来の天王祭は、出店者が無料でコンクリート広場に駐車してきました(参考資料29参照)。
- b 出店者には、令和5年度以降は、指定管理者が駐車料金(P-PFIで整備した駐車場への露店等の駐車)を徴収したり、公園外への駐車を依頼する可能性があることを説明し、了承していただきました。

エ 年末・年始

- a 年末・年始は、市が許可をし、津島神社が丸池周辺を参拝者の無料の臨時駐車場として利用してきました。市は公園使用料を全額免除し、津島神社において交通整理、安全管理、利用後の原状復旧等を行ってきました。
- b 津島神社には、令和5年度以降は、指定管理者自らが駐車料金を徴収して臨時駐車場を運営する可能性がある旨を説明し、了承していただきました。ただし、天王川公園外の要因によるものであることから、普通自動車1台1回につき500円以内としてください。大型自動車(観光バス)は1台1回につき4,000円以内で構いません。なお、交通整理、安全管理、利用後の原状復旧等は、指定管理者で実施してください。

6) 藤まつりの運営(指定管理者業務)

ア 基本事項

- a 「尾張津島藤まつり」の名称は、継承してください。
- b 従来、観光協会が藤のライトアップを実施してきました。ライトアップは好評で、藤まつりの一部として定着していますので、継続してください。
- c 藤まつりの実施に当たっては、事業期間、事業内容、出店料等について、あらかじめ市と協議を行い、その承認を受けてください。江南市、羽島市の藤まつりとPR等で連携を図っていますが、開催時期を合わせる必要はありません。
- d 臨時駐車場を開設するとともに警備員、案内板等を設置して園内駐車場及び周辺道路の交通整理、園内の雑踏整理を行ってください。
- e キッチンカー・露店等の出店、限定品の販売、イベントの開催等により、まつりの魅力や集客力をさらに向上させ、賑わいを創出してください。従来の藤まつりの出店エリア・イベントエリアは、参考資料 26 を確認してください。エリア割は変更していただいて構いません。イベントは、指定管理者自らが運営するもののみならず、スペースを貸し出すのも可能です。
- f 従来、市民活動団体や市内の高校生がボランティアスタッフとして、藤の案内、観光客の写真撮影、ごみの分別収集等にやりがいを持って取り組んでくれましたので、令和5年度以降も活動の場を提供してください。ただし、従来、ボランティアスタッフがランチカードを自由に何枚も使って出店ブースで飲食できるようにし、主催者が毎年30万円～60万円程度負担していると聞いていますが、そのような配慮の要否は指定管理者で判断いただいて構いません。
- g 藤まつりのポスター(B2、カラー)を600枚以上、藤まつりのリーフレット(A4仕上がり二つ折り、カラー)を25,000枚以上作成してください。配布先は市と調整してください。ただし、これらは効果検証を進め、市の承認を受けて変更できるものとします。
- h 在名のテレビ局・ラジオ局へキャンペーン訪問を毎年行うことで、何度も放送していただき、集客力が大きく向上しましたので、市と連携して継続してください。ただし、効果検証を進め、市の承認を受けて変更できるものとします。

イ 提案に関する事項

市の考え方をお示ししますが、あくまで市の考え方ですので、申請者の考えに基づき、提案をしていただいて構いません。提案にあたっては、令和3年の藤開花期間に社会実験を行いましたので、参考資料 20 を参考にしてください。

【臨時駐車場】

- a 従来、料金徴収時間は午前8時30分から午後5時迄で、藤のライトアップの時間(午後9時迄)は、料金を徴収していません。このため、ライトアップの必要経費を回収出来ていないことから、料金徴収をした方が良いのではないかと考えています(ライトアップの時間に丸池周辺も開放する場合は、必要に応じて投光器設置等の安全対策が必要)。午前8時30分前は、車で来園して体

操やウォーキング等で健康づくりに取り組む市民も多いことから無料が望ましいと考えています。

- b 従来、料金徴収を入庫時にしか行わないため、出店者やイベント参加者が、料金徴収開始の午前8時30分前に駆込みで入庫し、無料で長時間に渡り駐車することから、駐車場の回転が悪く、減収や周辺道路の渋滞の一因となっていると聞いています。このことから、出店者やイベント参加者の駐車場を公園外に確保したり、徴収時間内に少しでも駐車したら料金を徴収する仕組みが必要ではないかと考えています。
- c 従来、協力金の金額は、藤まつり期間中一律で、藤がかなり散った状況でも、同じ料金を徴収されることから、駐車場利用者から苦情が出ています。このことから、藤の開花状況に応じて金額を変更するのが望ましいと考えています。
- d 従来、平日と土日祝日の協力金の金額は同じでしたが、土日祝日の周辺道路の渋滞緩和の観点から、平日の金額を土日祝日より安価にした方が良いのではないかと考えています。
- e 従来、市民と市外在住者の協力金の金額は同じでしたが、市民等の税金により、藤の維持管理を行っていることを考慮すると、市民の駐車料金を割引いたり、後日、カフェ・喫茶店・レストランで使用できる割引券を付けたり、藤まつり会場のキッチンカーや露店等で利用できる数百円のクーポン券を付ける等して、市民を優遇できないかと考えています。
- f 臨時駐車場の運営経費節減のため、自動精算機や開閉ゲートを整備して、徴収員の人件費を削減した方が良いのではないかと考えています。従来の徴収員の配置や人件費(徴収費)は参考資料22、24で確認してください。
- g 上記a～fを踏まえ、料金徴収の時間、駐車料金の金額、運営方法を提案してください。また、どのように検証を行い、見直しを行っていくか記載してください。なお、天王川公園外の臨時駐車場や大型バスの駐車場については、指定管理者と市で連携して関係機関と調整していく必要があるため、今回提案は求めません。

【出店・イベント等】

- a 従来の藤まつりは、開催期間が4月下旬から5月のゴールデンウィーク末頃迄でした。近年、藤の開花期間が早まり、藤まつり期間の開始日に、藤のピークが過ぎていることもありました。出店者から藤のピークに出店できないことへの苦情も出ています。このことから、藤まつりの開始日を4月中旬に早めたり、プレ開催等の対応が必要と考えています。
- b 従来、出店者は毎年同じで、一般公募がないことから、一般の市民や市内店舗は出店できませんでした。近年人気のキッチンカーの出店もありませんでした。従来の出店者に配慮しつつも、公の施設で開催される市を代表する祭であることを鑑み、一般公募等により、平等に出店機会を提供することが重要と考えています。
- c 従来、観光協会の会員はテントのリース料や電気代を含めた出店料を観光協会に支払って出店し、小商業組合(露店商)は無料で出店していると聞いていま

す(後日、市へ数万円の寄付金あり。)。しかし、公表されていないため、確かなことが分かりません。公の施設で開催される市を代表する祭であることを鑑み、公表して透明性を確保する必要があると考えています。なお、小商業組合には、令和5年度から指定管理者が出店料を徴収したり、出店エリアを変更する可能性があることを説明し、了承していただきました。

- d 出店に当たっては、市民や市内店舗が優先して出店できたり、出店料の割引がある等、市民や市内店舗を優遇できないかと考えています。
- e 飲食物を含め、藤まつりの限定品や藤に因んだ商品の販売がほとんど無い状況です。これらの商品が販売されることを期待しています。
- f 野外ステージのイベントを、発表の場として楽しみにしている市民が多くいます。指定管理者には、観光客のみならず、市民も参加して楽しめるイベントを企画していただけることを期待しています。野外ステージのイベントは、参考資料 27 を確認してください。なお、野外ステージの出演者は、公園内の中央公民館で着替えを行っていましたが、中央公民館は令和2年度に取壊しとなりました。
- g 上記 a～f を踏まえ、藤まつりの期間、出店者の募集方法・出店料、藤まつりの限定品や藤に因んだ商品のイメージ・価格、イベント、出店エリア・イベントエリアのエリア割(出店数等の想定規模含む。)を含め、藤まつりの魅力を向上させる提案をしてください。また、どのように検証を行い、継続して発展させていくか記載してください。

7) 自主事業

ア 共通事項

次に掲げるところにより、上記の指定管理者業務に加え、指定管理者のアイデア・ノウハウ等を活かし、自主的に企画・運営する事業(以下「自主事業」という。)で、公園の賑わい創出及びまちなかの回遊性の向上を図っていただくことを期待しています。自主事業で得られた収入は、指定管理者の収入とし、得られた資金を活かし、自主事業を持続的・発展的に実施いただくことを期待しています。

- a 自主事業の実施に当たっては、事業期間、事業内容、料金等について、あらかじめ市と協議を行い、その承認を受けてください。
- b 管理運営する施設を利用して自主事業を行う場合は、一般利用者の公平な利用を妨げない範囲で当該施設を利用してください。
- c 自主事業は、指定管理者業務に関する会計とは別の会計で管理してください。事業報告も指定管理者業務と区分して行ってください。

イ 天王祭(自主事業)

【基本事項】

- a 従来の尾張津島天王祭宵祭の概要図は、参考資料 29 で確認してください。公園外の運営は、従来どおり市から観光協会への委託事業で行います。
- b 観光協会が自主運営してきた観光栈敷・観覧席の設置・販売・運営は、令和

5年度から指定管理者の自主事業となります。観光棧敷・観覧席の数や割合に決まりはありません。販売価格に決まりはありません。なお、屋形棧敷の区画の販売は、市から観光協会への委託事業となりますので従来どおり観光協会が行います。

- c 天王川公園内の露店・キッチンカー等の出店募集・運営は、令和5年度から指定管理者の自主事業となります。
- d イベントを開催していただくことは可能です。ただし、音や丸池方向に光が出るイベントは祭の進行の妨げになりますので午後7時迄とします。
- e 観光棧敷・観覧席・出店・イベントの実施が可能なエリアは参考資料 31 で確認してください。
- f 自主事業に当たっては、天王祭の風情を壊さないように注意してください。また、祭の関係団体と十分に調整・連携をとってください。
- g 観光協会からの提供資料の参考資料 22 によると、毎年損失が発生していますが、市は、観光棧敷と観覧席の割合、天王祭弁当、着地型誘客事業、事業費（プレイベント）、下記【提案に関する事項】d の出店料等の見直しにより、十分に利益が得られると考えています。

【提案に関する事項】

市の考え方をお示ししますが、あくまで市の考え方ですので、申請者の考えに基づき、提案をしていただいても構いません。

- a 従来の観光棧敷・観覧席の販売初日の販売方法は、参考資料 30 のとおり、5月末の金曜日の午前9時30分から尾張津島観光センターを訪問して申込するのが慣例で(定数になり次第締切)、働いている方は初日に申込ができません。また、インターネットによる販売も無く(令和4年度から変更の可能性有り)、不便との声が聞かれます。このことから、誰もが平等に申込ができるとともに利便性を向上させるため、販売方法を改める必要があると考えています。また、市民を対象とした先行販売等により、市民を優遇できないかと考えています。
- b 観光棧敷・観覧席の価格が高価であり、市民から中々購入できないとの声が聞かれます。このことから、価格を下げたり、市民を対象とした割引等ができないかと考えています。
- c 従来、出店者は毎年同じで、一般公募がないことから、一般の市民や市内店舗は出店できませんでした。近年人気のキッチンカーの出店もありませんでした。従来の出店者に配慮しつつも、公の施設で開催される市を代表する祭であることを鑑み、一般公募等により、平等に出店機会を提供することが重要と考えています。
- d 従来、小商業組合は無料で出店していると聞いています(後日、市へ数万円の寄付金あり。)。しかし、公表されていないため、確かなことが分かりません。公の施設で開催される市を代表する祭であることを鑑み、公表して透明性を確保する必要があると考えています。なお、小商業組合には、令和5年度から指定管理者が出店料を徴収したり、出店エリアを変更する可能性があることを説明し、了承していただきました。

- e 出店に当たっては、市民や市内店舗が優先して出店できたり、出店料の割引がある等、市民や市内店舗を優遇できないかと考えています。
- f 飲食物を含め、天王祭の限定品や天王祭に因んだ商品の販売がほとんど無い状況です。これらの商品が販売されることを期待しています。
- g イベントとしてビアガーデン等を開催していただいても構いません。天王祭の当日だけでなく、夏の期間開催しても構いません。
- h 上記 a～g を踏まえ、観光棧敷・観覧席の販売方法・価格、出店者の募集方法・出店料、天王祭の限定品や天王祭に因んだ商品のイメージ・価格、イベント(任意)、観光棧敷・観覧席・出店・イベントのエリア割(観光棧敷・観覧席・出店数等の想定規模含む。)を含め、天王祭の魅力を向上させる提案をしてください。また、どのように検証を行い、継続して発展させていくか記載してください。なお、真夏の屋外であることから、イベントの提案は任意としますが、評価基準の一つとして評価します。

ウ 通年事業(自主事業)

藤まつり及び天王祭以外にも事業を実施し、通年で公園の賑わいを創出していただけを期待しています。さらに、天王川公園の賑わいを津島駅西地域に波及させたり、地域と連携して回遊性を向上させること(参考資料1参照)で、津島駅西地域を活性化していただけることを期待しています。

【通年の賑わい創出】

- a マルシェ等の定期的に公園の賑わいを創出する事業を提案してください。また、どのように検証を行い、継続して発展させていくか記載してください。提案に当たっては、参考資料17、19を参考にしてください。
- b 天王川公園には、桜、藤、睡蓮、彼岸花等の花の美しい風景があります。指定管理者には、天王川公園の花の魅力向上に取り組むとともに、積極的なPRにより公園の集客力を向上させていただくことを期待しています。これを踏まえ、花に関する取組みを提案してください。なお、花の植付けや維持管理には、公園施設の整備維持管理として、指定管理料や臨時駐車場の収入を充当することを認めます。
- c 上記「5)臨時駐車場の基本事項 ア利用日時・料金等 d」に記載した「桜や彼岸花の開花時期のイベントや彼岸花の植付け(参考資料43参照)等の提案」がある場合は、上記a、bに含めて提案してください。
- d 夏季のビアガーデン等の提案も可能です。
- e 期間限定でタープテント、アウトドア用テーブル・チェア、バーベキューグリル等を設けたバーベキュースペースの設置は認めます(スペース貸のみも可)。ただし、ゴミの散乱、騒音、酩酊者による秩序を乱す行為等を心配する声が聞かれますので、申込制にする等、公園の歴史的風情を著しく乱すことが無いように運営してください。また、公園周辺の民家に煙の影響が無いように運営してください。

【地域の活性化】

- a 津島駅西地域を活性化する事業を提案してください。なお、津島駅西地域では、天王通りや本町筋周辺で定期的にイベントが開催されたり、近年ブームになっている御朱印授与を行っている寺院が点在しています(参考資料32参照)。また、どのように検証を行い、継続して発展させていくか記載してください。

8) 業務に必要な経費等

指定管理者業務は、条例第10条の2に基づく利用料金及び市が指定管理者に支払う施設の管理運営に要する経費(以下「指定管理料」という。)をもって行うものとします。

ア 指定管理料は、予算の範囲内で、年度ごとに支払うものとし、その支払の時期、方法その他指定管理料の支払に関し必要な事項は、協議の上、年度協定で定めま

す。
イ 指定管理料の額は、施設の管理運営によって過不足を生じた場合であっても、原則として、変更を認めないものとします。

9) 指定管理者の収益還元

指定管理者の収入(自主事業含む。)の一部を市へ還元(納付金)してください。収入の市への還元率(%)及び還元額(円)を提案してください。ただし、実際の還元は、還元率(%)は固定とし、還元額は収入(売上額)の実績に応じて変動する(収入の増減に応じて還元額も増減する)ものとします。

※天王川公園外(観光バス含む。)の臨時駐車場は、市と指定管理者で連携して関係機関と調整していく必要があるため、対象外とします。

10) 監査委員による監査

市の監査委員が市の事務を監査するために必要があると認めるときは、指定管理者に対して、帳簿書類その他の記録の提出を求める場合があります。

3 公募の実施に関する事項等

(1) 公募への参加資格

1) 申請の制限

次の項目のいずれかに該当する方は、申請することができません。

- ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産の申立てを受けている法人
- イ 当該法人の設立根拠法に規定する解散または精算の手続きに入っている法人
- ウ 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当する法人
- エ 申請の日から、公募設置等予定者決定通知日までの間に、津島市指名停止取扱要綱に基づく指名停止を受けている法人
- オ 最近の 3 年間に於いて、法人市区町村民税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納のある法人
- カ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）その他の労働関係法令の違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられ、当該違反が是正された日から 6 月又は当該違反により送検された日から 1 年を経過していない法人
- キ 津島市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成 25 年 3 月 19 日付け津島市長・愛知県津島警察署長締結）に基づく排除措置を受けている法人
- ク 選定委員会委員が経営又は運営に直接関与している法人
- ケ この公募設置等指針の作成業務の受託者である国際航業株式会社

2) 申請者の資格

- ア 申請者は法人（以下「申請法人」という。）又は法人のグループ（以下「申請グループ」という。）に限ります。個人での申請はできません。
- イ グループで申請する場合は、申請時に共同体を結成し、代表法人（他の法人は構成法人とする。）を定めてください。代表法人は、本事業全体を取りまとめる役割を担い、市と構成法人の調整窓口となっていただきます。
- ウ 申請法人又は申請グループを構成する代表法人及び構成法人（以下「申請法人等」という。）は、直近 2 期分の決算において債務超過でないこととします。
- エ 申請法人等の内で、公募対象公園施設の運営を行う法人を 1 者以上定めてください。当該法人は、提案する公募対象公園施設の施設業態と同様の施設の運営実績を有していることとします。なお、実績についてはフランチャイズ等により提携予定の法人における実績も含めることができるものとします（提携等を証明する書類を提出可能であること）。
- オ 申請法人等の内で、公募対象公園施設及び特定公園施設の設計及び監理業務を実施する法人を 1 者以上定めてください。当該法人は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること、公園、広場又は商業施設の設計・監理実績を備えることとします。
- カ 申請法人等の内で、公募対象公園施設及び特定公園施設の建設業務を実施する法人を 1 者以上定めてください。当該法人は、令和 2・3 年度津島市入札参加資

格者名簿の申請区分「建設工事」、申請業種「建築工事」又は「造園工事」に登載があり、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第2項の規定に基づく、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていることとします。また、公園、広場又は商業施設の建設工事实績を備えることとします。

キ 申請法人等の内で、公園全体の管理運営業務を実施する法人を1者以上定めてください。当該法人は、施設の管理運営実績を備えることとします。施設の種類は、特段定めはありません。

ク 公募対象公園施設の運営と公園全体の管理運営を一体的かつ効果的・効率的に行えるように、上記イ、エ、キの法人は指定管理者になることを必須とします。設計及び監理業務を実施する法人と建設業務を実施する法人の負担軽減のため、上記オ、カの法人は、指定管理者になることを任意とします。

ケ 申請法人等の内で、地元業者の割合等は定めません。

3) 申請条件

ア 申請法人は、他の申請グループの代表法人又は構成法人となることはできません。

イ 申請グループの代表法人又は構成法人は、申請法人又は他の申請グループの代表法人又は構成法人になることはできません。

(2) 提供情報

公募設置等計画の作成にあたっては、以下の資料を参照してください。

参考資料1：津島駅西地域のまちづくりの展望

参考資料2：公園平面図(写真含む)

参考資料3：旧鈴木邸各階平面図

参考資料4：埋設管図(天王川公園内)

参考資料5：上水道埋設管図(天王川公園周辺)

参考資料6：土質柱状断面図

参考資料7：都市計画情報

参考資料8：駐車場現況図

参考資料9：臨時駐車場設置可能区域図

参考資料10：臨時駐車場を設置した場合の料金(案)に関するパブリックコメント結果

参考資料11：主な周辺駐車場位置図

参考資料12：周辺道路の交通量

参考資料13：人口動態

参考資料14：緑化率制限区域図

参考資料15：過去4年間の収支状況等

参考資料16：イベント開催状況

参考資料17：「天王川公園アンケート調査」アンケート結果

参考資料18：「～これからの天王川公園を考える～ ワークショップ」構想図・かわらばん

参考資料19：「天王川公園カフェ・喫茶店設置等に向けた社会実験」報告書

参考資料20：「天王川公園指定管理者制度導入に向けた社会実験」報告書

- 参考資料 21：尾張津島天王祭運營業務委託仕様書
(市から観光協会への委託事業。指定管理者制度導入後も、引続き市から観光協会へ委託する事業)
- 参考資料 22：尾張津島藤まつり及び尾張津島天王祭(指定管理者への運営移行分)関係資料(観光協会提供資料)
- 参考資料 23：尾張津島藤まつり場所別駐車台数及び尾張津島天王祭観光棧敷・観覧席販売数
- 参考資料 24：尾張津島藤まつり臨時駐車場・交通誘導員・料金徴収員・案内板配置図
- 参考資料 25：令和元年度尾張津島藤まつりリーフレット
- 参考資料 26：尾張津島藤まつり出店エリア・イベントエリア概要図
- 参考資料 27：令和元年度尾張津島藤まつり野外ステージイベント番組表等
- 参考資料 28：令和元年度尾張津島天王祭リーフレット
- 参考資料 29：尾張津島天王祭宵祭概要図
- 参考資料 30：令和元年度尾張津島天王祭観光棧敷・観覧席申込関係資料
- 参考資料 31：尾張津島天王祭観光棧敷・観覧席・出店・イベント可能エリア図
- 参考資料 32：津島駅西地域の主なイベント情報
- 参考資料 33：津島市都市公園条例
- 参考資料 34：津島市都市公園条例施行規則
- 参考資料 35：道路整備の状況図
- 参考資料 36：エリア 11、12 拡大図
- 参考資料 37：下水道埋設管図(天王川公園北側)
- 参考資料 38：北トイレ図面(エリア 12)
- 参考資料 39：休憩所図面(エリア 11)
- 参考資料 40：休憩所図面(エリア 6)
- 参考資料 41：野外ステージ図面
- 参考資料 42：中央トイレ図面(エリア 1)
- 参考資料 43：彼岸花開花状況
- 参考資料 44：過去 4 年間の水道使用量
- 参考資料 45：天王川公園の歴史

(3) 事業破綻時の措置

認定された公募設置等計画の有効期間内に認定計画提出者による事業が破綻した場合、法第 5 条の 8 に基づき、認定計画提出者は市の承認を得て、別の民間事業者により事業を承継させることができます。

(4) 市の解除権

認定計画提出者が本事業の目的から逸脱し、市から必要な改善措置を講じるよう通知又は是正措置が発せられても改善が認められない場合や毎年度実施する事業評価で本事業の継続が不可能と判断した場合等においては、市は契約(協定)を解除することができるものとします。

4 公募の手續きに関する事項等

(1) 日程

公募設置等指針及び

指定管理者募集要項の公表	令和3年11月4日(木)
説明会・現地案内会申込期間	令和3年11月4日(木)～11月19日(金)
説明会(オンライン)	令和3年11月25日(木)
現地案内会	令和3年11月26日(金)
質問受付	令和3年11月29日(月)～12月10日(金)
質問書回答	令和4年1月14日(金) (予定)
公募設置等計画の受付	令和4年2月14日(月)～令和4年2月22日(火)
プレゼンテーション(事業者選定)	令和4年3月29日(火)
公募設置等予定者の通知	令和4年4月頃
特定公園施設の予算の議決※	令和4年6月
指定管理者の指定の議決※	〃
公募設置等計画の認定	令和4年7月頃
公募設置管理制度に関する 基本協定締結	令和4年7月頃
指定管理に関する包括協定締結	令和4年7月頃
認定計画提出者による設計・工事	令和4年7月頃～令和5年7月前半迄
指定管理開始	令和5年4月1日(土)
公募対象公園施設の供用開始 オープニングセレモニー	令和5年7月前半迄

※令和4年4月に津島市長選挙が実施される予定ですので、令和4年第3回津島市議会定例会での予算措置となります。予算が可決されなかった場合、事業者選定を無効とします。

(2) 公募設置等指針及び指定管理者募集要項の公表

津島市ホームページにおいて公表します。

公表日：令和3年11月4日(木)

URL：<https://www.city.tsushima.lg.jp/kurashi/koutsuudourokasen/kouen/park-pfi.html>

(3) 説明会・現地案内会

説明会及び現地案内会を以下のとおり開催します。参加される場合は、事前に申し込みが必要ですので、以下のとおり申し込みをしてください。

使用様式：様式A「説明会・現地案内会参加申込書」

申込期限：令和3年11月4日(木)午前8時30分から

令和3年11月19日(金)午後5時15分まで

申込方法：電子メール

※件名(subject)は「天王川公園説明会・現地案内会申込書」と記載してください。

アドレス：tennogawa@city.tsushima.lg.jp

申込先：津島市建設産業部都市整備課道路・公園グループ

参加人数：1社あたり3名まで

開催日時及び場所

1) 説明会

開催日時：令和3年11月25日(木)午後2時から午後3時

開催場所：オンライン(Zoom)

2) 現地案内会

開催日時[1部]：令和3年11月26日(金)午前10時から正午

(予備日時[2部]：令和3年11月26日(金)午後2時から午後4時

※申込多数の場合、密を避けるため2部制で行います。)

開催場所：天王川公園

(4) 説明会・現地案内会参加者名簿

法人が申請グループの編成をスムーズに行えるように参加者名簿を作成し、提供します。参加者名簿への掲載及び提供を希望される場合は、以下のとおり提出してください。

使用様式：様式B「参加者名簿掲載情報」

提出期限：令和3年11月29日(月)午前8時30分から

令和3年12月10日(金)午後5時15分まで

提出方法：電子メール

※件名(subject)は「天王川公園説明会・現地案内会参加者名簿」と記載してください。

アドレス：tennogawa@city.tsushima.lg.jp

提出先：津島市建設産業部都市整備課道路・公園グループ

提供日：令和3年12月17日(金)までに提供

提供方法：参加者名簿に情報を掲載する法人のみに名簿をメールで送付します。

(5) 質問及び回答

公募設置等指針及び指定管理者募集要項の内容に関して質問がある場合は、以下のとおり質問書を提出してください。

回答内容については、本指針及び本要項と同等の効力を持つものとします。

使用様式：様式C「質問書」

受付期間：令和3年11月29日(月)午前8時30分から

令和3年12月10日(金)午後5時15分まで

提出方法：電子メール

※件名(subject)は「天王川公園質問」と記載してください。

アドレス：tennogawa@city.tsushima.lg.jp

提出先：津島市建設産業部都市整備課道路・公園グループ

回答日：令和4年1月14日(金)までに回答

回答方法：津島市ホームページにおいて公表します。

(6) 追加資料の貸与

説明会に参加し、本事業への応募を予定する方で公園平面図のCADデータ(DXF形式)の貸与を希望する方に、貸与します。ただし、CADデータは、現地測量に基づくものではなく、航空写真から作成したものになりますので現地と誤差がありますので予めご了承ください。

使用様式：様式D「追加資料貸与申込書」

受付期間：令和3年11月4日(木)午前8時30分から
令和3年12月10日(金)午後5時15分まで

申込方法：電子メール

※件名(subject)は「天王川公園追加資料貸与申込書」と記載してください。

アドレス：tennogawa@city.tsushima.lg.jp

申込先：津島市建設産業部都市整備課道路・公園グループ

貸与方法：データを書き込んだCD-Rを順次郵送します。

※貸与を受けた資料については、本事業の応募の目的のみに使用するものとし、公募設置等計画等の提出時に返却すること。

※公募設置等計画等の提出を見送る場合は、令和4年2月22日(火)までに返却すること。

(7) 申請手続き

1) 公募設置等計画等の受付

公募設置等計画等を以下のとおり受け付けます。

公募設置等計画等は、公募設置等計画等関係書類一覧に従って提出してください。なお、受付期間内に受付場所に到達しなかった公募設置等計画は受理しません。

使用様式：「公募設置等計画等関係書類一覧」の通り(指定のない場合は任意様式)

受付期間：令和4年2月14日(月)～令和4年2月22日(火)までの午前8時30分から午後5時15分

受付場所：津島市建設産業部都市整備課道路・公園グループ(津島市役所4階南側)
(〒496-8686 愛知県津島市立込町2丁目21番地)

提出方法：持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、簡易書留によるものとし、受付期間内必着とします。

表5 公募設置等計画等関係書類一覧

提出書類	様式
1. 公募設置等計画認定申請書※	様式1
2. 指定管理者指定申請書※	様式2
3. 誓約書	様式3
4. 共同体結成届出書(申請グループのみ提出)	様式4
5. 申請制限関連書類(申請グループにあつては、代表法人及び構成法人のすべてについて提出)	-

提出書類	様式
(1) 定款又は寄付行為の写し	—
(2) 法人登記簿謄本	—
(3) 過去3年分の法人市区町村民税、法人税、消費税及び地方消費税に関する納税証明書	—
(4) 申請を行う日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書並びに直近3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの	—
(5) 法人概要書	様式5
6. 申請資格関係書類(該当する法人について提出)	—
(1) 公募対象公園施設の運営実績を証する書類	様式6(その1)
(2) 一級建築士事務所登録を証する書類の写し	—
(3) 設計及び監理業務の実績を証する書類	様式6(その2)
(4) 特定建設業許可通知書の写し	—
(5) 建設工事の実績を証する書類	様式6(その3)
(6) 施設の管理運営実績を証する書類	様式6(その4)
7. 公募設置等計画 表紙	様式7(その1)
(1) 共通事項 1) 基本方針 2) 事業の実施体制 3) 緊急時の体制・平時の取組 4) 地元配慮・地域貢献 5) 利用促進・サービスの質の向上 6) 施設の配置計画 7) スケジュール等	様式7(その2)
(2) 公募対象公園施設に関する計画 1) 施設の概要 2) 集客数・売上額の根拠 3) 整備計画 4) 管理運営計画 5) 図面	様式7(その3)
(3) 特定公園施設に関する計画 1) 施設の概要 2) 整備計画 3) 図面	様式7(その4)
(4) 利便増進施設に関する計画	様式7(その5)
(5) 指定管理に関する計画 1) 施設運営業務 2) 維持管理業務 3) 尾張津島藤まつり ① 臨時駐車場の運営	様式7(その6)

提出書類	様式
②出店・イベント等 4)尾張津島天王祭 5)通年事業 ①賑わい創出事業 ②地域活性化	
(6) 各公園施設に係る投資計画及び収支計画	様式 8
(7) 価額及び収益還元提案書	様式 9

※条例の関係上、各申請書の提出をお願いします。

2) 提出部数

正本 1 部及び副本 10 部

※正本・副本ともに、目次・ページ数をつけてファイルに綴じ、ファイルの表紙には、「件名：天王川公園 公募設置等計画等関係書類」及び申請者名を記載してください。

また、提出書類と同じ内容を保存した CD-R を 1 枚提出して下さい。

3) 公募設置等計画等作成の注意事項

- ア 様式 7 及び様式 8 (その 3)、(その 4) は A 3 判で作成してください。その他の資料は A 4 判で作成してください。
- イ 公募設置等計画等の提出は 1 申請法人 (1 申請グループ) 1 提案とします。
- ウ 公募設置等計画等関係書類の言語は日本語、単位はメートル法、通貨は日本国通貨を使用してください。
- エ 関係法令及び条例を遵守し、かつ本指針及び本要項に記載された条件を満足するとともに、関係機関へ必要な協議確認を行った上で公募設置等計画等関係書類を作成してください。
- オ 公募設置等計画等関係書類の作成及び提出に必要な諸費用は、申請者の負担とします。
- カ 公募設置等計画等関係書類の提出後の変更は認めません。
- キ 必要に応じて公募設置等計画等関係書類一覧に記載以外の書類の提示を求める場合があります。
- ク 申請者の提出する書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、当該募集に関して使用する必要がある場合その他市が必要と認めるときは、市は、申請者の提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。
- ケ 申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いたことにより生じた事象に係る責任は、すべて申請者が負うものとします。
- コ 明確かつ具体的に記述してください。分かりやすさ、見やすさに配慮し、必要に

応じて図、表、写真、スケッチ等を適宜利用してください。

サ 提出された申請書類は、いかなる理由があっても返却しません。

シ 申請書類に虚偽の記載があった場合や、提案に際して不正行為があったときは、選定の対象から除外します。

(8) 事務局

津島市 建設産業部 都市整備課 道路・公園グループ 菱田・古野

住 所：愛知県津島市立込町2丁目21番地

電 話：0567-55-9687／FAX：0567-24-9010

メールアドレス：tennogawa@city.tsushima.lg.jp

(9) 受付時間

公募設置等計画等の受付を含め、すべての事務取扱は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとします。

(10) 審査方法等

1) 審査の流れ

以下の手順に従って審査します。

ア 一次審査

提出されたすべての公募設置等計画等について、法第5条の4第1項に基づき、以下の点について審査します。

a 参加資格の確認

申請者が、資格等を満たしているかを審査します。

b 法令遵守に関する審査

公募設置等計画等の内容が法律、条例等に違反していないことを審査します。

c 本指針及び本要項に照らし適切なものであることの審査

公募設置等計画等が本指針及び本要項に照らし、適切なものであることを審査します。審査の内容は以下のとおりです。

- ・公募設置等計画が、本指針及び本要項で示した目的や場所等と適合していること
- ・記載すべき事項が示されていること
- ・認定期間中の建設・運営の確実性が、提出された客観的な資料により見込めること

イ 第二次審査

第一次審査を通過した提案について、「津島市天王川公園 Park-PFI 選定委員会及び津島市建設産業部指定管理者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、「3）評価の基準」で示す評価の基準に沿って審査します。申請者には、選定委員会において、提案内容に関するプレゼンテーションを実施していただきます。プレゼンテーションの日時、場所等は、事務局から連絡します。時間は、

申請者からの説明 20 分、質疑応答 30 分を予定しています。

なお、申請者が多数の場合は、プレゼンテーション対象者を 5 者程度に絞ることがあります。

2) 選定委員会

市は公募設置等計画等の審査にあたり、選定委員会を設置します。

選定委員会では、申請者から提出された公募設置等計画について 3) 評価基準のに基づき審査を行い、最優秀提案及び次点提案を選定します。

なお、審査の結果によっては、最優秀提案、次点提案の一方又は両方について、該当案なしとする場合があります。

選定委員会の委員は以下のとおりです。

<選定委員会委員>

(五十音順、敬称略)

	氏 名	所 属
委員長	加藤 義人	岐阜大学工学部 客員教授
委員	浅野 聡	三重大学大学院工学研究科建築学専攻 教授
委員	黒田 剛司	津島市歴史的風致維持向上協議会 会長
委員	杉山 尚美	津島市都市計画審議会 委員
委員	服部 映次	服部会計事務所 税理士

3) 評価の基準

市は、提出された公募設置等計画について、以下の評価項目及び評価の視点に沿って評価を行います。また、申請者の提案事項と市が提案を求めたい事項の乖離を抑制するため、市が提案を求めたい事項を記載しましたので参考にしてください。

表 6 評価基準

	評価項目	評価の視点	配点	参考(市が提案を求めたい事項)
1. 共通事項	(1) 基本方針	・本事業の目的に合致しているか。	10	-
	(2) 事業の実施体制	・財務体質は健全か(財務諸表により評価)。	15	-
		・実績は充分か(様式6により評価)(1件:1点)。 公募対象公園施設の運営実績(最大3件) 設計及び監理業務の実績(最大2件) 建設工事の実績(最大2件) 施設の管理運営実績(最大3件)	10	-
		・役割分担(協力団体含む。)は実行力がある体制か。	5	-
		・人員配置等が優れているか。 ・業務従事者の育成方針・手法が優れているか。	5	・人員配置等:配置する者の役職、担当業務内容、能力・資格・実務経験年数等、雇用形態、勤務時間、勤務ローテーション、人員の確保の方法、人員配置の工夫等。
	(3) 緊急時の体制・平時の取組	・災害、事故等の発生時における緊急時の体制は優れているか。 ・緊急時に備える平時の取組は優れているか。	5	・平時の取組:研修、訓練等。
	(4) 地元配慮・地域貢献	・地元業者等への配慮の提案が優れているか。 ・地域経済貢献の提案が優れているか。	5	・地元業者等への配慮:地元業者に発注等。 ・地域経済貢献:市内在住者の雇用、市内での物品調達等。
	(5) 利用促進・サービスの質の向上	・情報発信その他利用促進の取組が優れているか。 ・サービスの質の向上の取組が優れているか。	5	・サービスの質の向上の取組:利用者ニーズ・流行の把握・分析及び管理運営への反映手法、トラブル発生・苦情等の対応の考え方等。
	(6) 施設の配置計画	・配置計画が優れているか(利便増進施設の提案がある場合は、ここで評価)。	15	・配置計画:公園利用者の利便性、施設間や施設とイベントの相乗効果、天王川公園周辺の回遊性向上、景観への配慮等。
(7) スケジュール等	・適切な工程であるか。 ・平時の公園利用者に配慮された施工計画であるか。	5	・工程:藤まつり・天王祭の開催への配慮、工程の余裕さ等。 ・施工計画:景観に配慮された安全管理、土日祝日の騒音抑制等。	
	小計		80	

評価項目		評価の視点		配点	参考(市が提案を求めたい事項)	
2. P P F I	(1) 公募対象 公園施設	1) 整備計画	① 共通事項	<ul style="list-style-type: none"> 天王川公園の魅力向上、集客力が見込める施設であるか。 景観に配慮した色彩、意匠であるか。 	15	-
			② カフェ・喫茶店・レストラン	<ul style="list-style-type: none"> 天王川公園特有の風景(緑や水、天王祭、藤等)を眺望できる座席や屋外スペースが優れているか。 	15	<ul style="list-style-type: none"> 座席や屋外スペース：配置・規模等
		2) 管理運営計画	<ul style="list-style-type: none"> 運営方法は利用者の満足度向上、利用促進に繋がるものか。 周辺環境への配慮は適切か。 	15	<ul style="list-style-type: none"> 運営方法：営業日、営業時間、メニュー、提供サービスの内容、販売価格や利用料金等の価格、店舗の認知度等。 周辺環境への配慮：音、振動、照明の照度、営業時間等。 	
		3) 価額評価	<ul style="list-style-type: none"> 設置許可使用料により市の財政負担がどれだけ軽減されるか。 当該申請法人又は当該申請グループの見積金額／提案最高見積金額×配点(小数点以下切り捨てる。)	5	-	
		4) 収益還元	<ul style="list-style-type: none"> 公募対象公園施設の収入(売上額)の市への還元率(%)及び還元額(円)は優れているか。 	15	-	
	(2) 特定公園 施設	1) 整備計画	① 共通事項	<ul style="list-style-type: none"> 公園の魅力向上や集客力が見込める施設であるか。 景観に配慮した色彩、意匠であるか。 	10	-
			② 駐車場	<ul style="list-style-type: none"> より多くの台数が確保され、スムーズに駐車できる形態か。 大規模イベント時の観光バスの乗降場所や転回場所の機能を有しているか。 	15	-
			③ イベント等の広場	<ul style="list-style-type: none"> 憩いの場やイベントの開催場所として魅力的か。 	15	<ul style="list-style-type: none"> 憩いの場：家族連れや若者がワンタッチテントやレジャーシートを広げて寛げる場所、バトミントンやボール遊び等を楽しめる場所等。
④ 公園管理事務所 ⑤ 駐輪スペース ⑥ 花や緑の空間			<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者が円滑に公園全体を管理運営できる公園管理事務所であるか。 無造作な駐輪防止に繋がる台数・構造であるか。 藤棚の隣接地にふさわしい空間であるか。 	5	-	

	2) 価額評価	<ul style="list-style-type: none"> ・建設に要する費用のうち、市の負担額はどれだけ軽減されているか。 提案最安見積金額／当該申請法人又は当該申請グループの見積金額 ×配点 (小数点以下切り捨てる。)	5	-
	(3) 収支	<ul style="list-style-type: none"> ・堅実で現実的な投資計画、収支計画か。 	15	-
	小計		130	

	評価項目	評価の視点		配点	参考(市が提案を求めたい事項)	
3. 指定管理	(1) 施設運営業務	<ul style="list-style-type: none"> 適切な施設の運営方法であるか。 個人情報保護する能力を有しているか。 		5	<ul style="list-style-type: none"> 運営方法：行為許可業務、日常の窓口・電話等の問合せ対応、緊急の施設の破損・警察からの問合せ対応等の対応日時(季節による変更も可)、具体的な方法(ICT等の提案も可)等。 	
	(2) 維持管理業務	<ul style="list-style-type: none"> 適切な施設の維持管理方法であるか。 		5	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理方法：保守点検、清掃・除草・樹木剪定、藤の管理、修繕その他公園の維持管理に関する基本的な考え方及び重視するポイント、具体的な方法、内容、頻度等 	
	(3) 尾張津島藤まつり	①臨時駐車場の運営	<ul style="list-style-type: none"> 運営方法が優れているか。 		15	<ul style="list-style-type: none"> 運営方法：料金徴収の時間・方法、藤の開花状況に応じた駐車料金、平日及び土日祝日の駐車料金、市民の優遇措置、検証方法等。
		②出店・イベント等	<ul style="list-style-type: none"> 運営方法が優れているか。 		5	<ul style="list-style-type: none"> 運営方法：藤まつりの期間、出店者の募集方法・出店料、市民や市内店舗への優遇措置、藤まつりの限定品や藤に因んだ商品のイメージ・価格、イベント内容(市民参加含む。)、出店エリア・イベントエリアのエリア割(想定規模含む。)、検証方法等。
	(4) 自主事業	1) 尾張津島天王祭	<ul style="list-style-type: none"> 運営方法が優れているか。 		5	<ul style="list-style-type: none"> 運営方法：観光栈敷・観覧席の販売方法・価格、出店者の募集方法・出店料、市民や市内店舗への優遇措置、天王祭の限定品や天王祭に因んだ商品のイメージ・価格、イベント内容、観光栈敷・観覧席・出店・イベントのエリア割(想定規模含む。)、検証方法等。
		2) 通年事業	①通年の賑わい創出事業	<ul style="list-style-type: none"> 公園の通年の賑わい創出に繋がる事業が優れているか。 	15	<ul style="list-style-type: none"> 賑わい創出に繋がる事業：マルシェ(開催頻度・時間含む)等のイベント、花の魅力向上の取組・PR、検証方法等
			②地域活性化	<ul style="list-style-type: none"> 津島駅西地域の活性化に繋がる事業が優れているか。 	5	<ul style="list-style-type: none"> 地域と連携して回遊性を向上させる取組、検証方法等。
	(5) 収支	<ul style="list-style-type: none"> 堅実で現実的な収支計画か。 		5	-	
(6) 価額評価	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理料はどれだけ軽減されているか。 提案最安見積金額/当該申請法人又は当該申請グループの見積金額×配点 (小数点以下切り捨てる。)		15	-		

(7) 収益還元	・指定管理者の収入(自主事業含む。)の市への還元率(%) 及び還元額(円)は優れているか。	15	-
	小計	90	
合計		300	

4) 結果通知

選定結果は、速やかに申請法人及び申請グループの代表法人に文書にて通知することとし、電話等による問い合わせには応じません。また、選定結果は審査講評（概要）とあわせて、市ホームページで公表します。

5) 選定委員会の委員への接触の禁止等

申請法人等が、最優秀提案及び次点提案選定前までに、選定委員会の委員に対して、本事業提案について接触を行った場合は、失格となることがあります。

また、本指針及び本要項公表日から公募設置等予定者決定通知日までは、申請法人等に限らずいかなる者からの提案内容、審査内容等に関するお問合せには、お答えできません。

(11) 公募設置等予定者等の決定

市は、選定された最優秀提案を提出した申請法人等を公募設置等予定者として、また、次点提案を提出した申請法人等を次点者として決定します。市が公募設置等予定者の提出した公募設置等計画の認定に至らなかった場合、あるいは公募設置等予定者と基本協定を締結するに至らなかった場合は、次点者が公募設置等予定者としての地位を取得します。

なお、審査の結果によっては、公募設置等予定者、次点者の一方又は両方について、該当者なしとする場合があります。

(12) 公募設置等計画の認定

市は、公募設置等予定者が提出した公募設置等計画を認定します。これにより、公募設置等予定者は認定計画提出者となります。

(13) 指定管理者の指定

認定計画提出者について、議会の議決を経て、指定管理者に指定します。指定管理者の指定をしたときは、その旨を書面で通知するとともに、告示します。

(14) 契約の締結等

1) 基本協定

市は、認定計画提出者と P-PFI の実施に関する基本的事項を定めた基本協定を締結します。基本協定の案は別紙協定書 1 のとおりです。

2) 設置管理許可

認定計画提出者は、本施設の工事着手前に、公募対象公園施設の設置管理許可を得る必要があります。

3) 特定公園施設建設・譲渡契約

認定計画提出者は、本施設の工事着手前に、市と「天王川公園 Park-PFI 特定公

園施設譲渡契約」を締結します。「天王川公園 Park-PFI 特定公園施設譲渡契約」の案は別紙契約書 1 のとおりです。

4) 包括協定及び単年度協定

市は、指定管理者と指定期間を通じての基本的事項を定める包括協定と年度毎の事業実施に係る事項を定める年度協定を締結します。包括協定の案は別紙協定書 2 のとおりです。年度協定の内容は、下記のとおりです。

ア 当該年度の業務に関する事項

イ 当該年度に市が支払う管理の費用に関する事項

ウ その他の事項

5) 利便増進施設の占用許可

利便増進施設（看板、広告塔）を設置する場合、法第 6 条に基づく都市公園占用許可を受け、設置、維持管理を行っていただきます。

(15) 審査の対象又は公募設置等予定者・次点者からの除外

申請者が次に掲げる事項に該当した場合は、その者を審査の対象又は公募設置等予定者・次点者から除外します。

- 1) 選定委員会の委員又は募集に関する業務に従事する市職員若しくは関係者に対し、申請について不正な接触の事実が認められた場合
- 2) 申請書類に虚偽の記載があった場合
- 3) 申請に必要な資格を満たしていないことが判明した場合、又はその資格を満たさなくなった場合
- 4) 申請者による業務の履行が困難であると判断される事実が判明した場合
- 5) 著しく社会的信用を損なう行為等により、申請者が認定計画提出者として業務を行うことについて相応しくないと市が認めた場合
- 6) その他不正の行為があったと市が認めた場合

5 その他

(1) オープニングセレモニーの実施

認定計画提出者には、自らの費用負担により、公募対象公園施設の開設に合わせ、オープニングセレモニーを実施していただきます。オープニングセレモニーの内容は認定計画提出者の提案で実施をお願いします。

(2) リスク分担等

事業の実施における主なリスクについては、次の負担区分とします。なお、リスク分担に疑義がある場合、又はリスク分担に定めのない事項が生じた場合は、市と認定計画提出者が協議の上、負担者を決定するものとします。

1) 施設の整備及び公募対象公園施設の管理運営

施設の整備及び公募対象公園施設の管理運営における主なリスクについては、表7の負担区分とします。

表 7 リスク分担

リスクの種類		リスクの内容	分担		備考
			市	認定計画提出者	
政治・行政リスク	政治・行政上の事由	政策変更、議会等に伴う業務の継続支障やコストの増加に関するもの	●		
	法令・制度の変更	認定計画提出者が行う整備・管理運営業務に直接影響を及ぼす法制度の新設・変更に関するもの	●	●	協議事項
		当該業務に限らず認定計画提出者に影響を及ぼす法制度の新設・変更に関するもの		●	
	税制の変更	認定計画提出者が行う整備・管理運営業務に直接影響を及ぼす税制の変更に関するもの	●	●	協議事項
		当該業務に限らず認定計画提出者に影響を及ぼす税制の変更に関するもの		●	
経済リスク	物価等の変動	物価変動、金利変動等に伴うコストの増加に関するもの		●	
	資金調達	本事業を実施するために必要な資金の調達		●	
社会リスク	住民問題	施設の整備に係る住民運動、訴訟、要望等に関するもの	●	●	協議事項
		公募対象公園施設の管理運営業務に係る住民運動、訴訟、要望等に関するもの		●	
社会リスク	第三者賠償	施設の整備、公募対象公園施設の管理運営業務に起因する損害に関するもの		●	
	環境問題	施設の整備、公募対象公園施設の管理運営業務に伴う環境問題に関するもの		●	
異常事態リスク	不可抗力	大地震、風水害等の自然災害、騒乱、暴動、感染症その他市及び認定計画提出者		●	

リスクの種類		リスクの内容	分担		備考
			市	認定計画 提出者	
ク		のいずれの責めにも帰すことのできない事由によるコストの増加、業務の履行不能、中止、延期、臨時休業等に関するもの			
管理運 営リス ク	修繕	公募対象公園施設や設備機器等の修繕に関するもの		●	
	損害賠償	施設の整備、公募対象公園施設の管理運営に係る賠償に関するもの		●	
	物品購入	施設の整備、公募対象公園施設の管理運営に伴い必要となる物品の調達に関するもの		●	
	債務不履行	サービス水準の未達その他認定計画提出者の債務不履行による損害の発生に関するもの		●	
		市の債務不履行による損害の発生に関するもの	●		
	需要変動	公園利用者の減少による収入の減少に関するもの		●	
		公園利用者の急増加等による公募対象公園施設の業務量及びコストの増加等に関するもの		●	
苦情等対応	施設の整備、公募対象公園施設の管理運営業務についての苦情等に関するもの	▲	●		

2) 指定管理業務

指定管理業務における主なリスクについては、表 8 の負担区分とします。

表 8 リスク分担

リスクの種類		リスクの内容	分担		備考
			市	指定 管理者	
政治・ 行政リ スク	政治・行政上 の事由	政策変更、議会等に伴う業務の継続支障 やコストの増加に関するもの	●		
	法令・制度の 変更	施設の管理に直接影響を及ぼす法制度 の新設・変更に関するもの	●		
		指定管理者に影響を及ぼす法制度の新 設・変更に関するもの		●	
	税制の変更	施設の管理に直接影響を及ぼす税制の 変更に関するもの	●		
指定管理者に影響を及ぼす税制の変更 に関するもの			●		
経済リ スク	物価等の変 動	物価変動、金利変動等に伴うコストの増 加に関するもの		●	
社会リ スク	住民問題	施設の設置に係る住民運動、訴訟、要望 等に関するもの	●		
		施設の管理運営に係る住民運動、訴訟、 要望等に関するもの		●	
	第三者賠償	施設自体の瑕疵その他指定管理者の責 めに帰すべき事由以外の事由による損 害に関するもの	●	▲	
		施設の管理運営の瑕疵による損害に関 するもの	▲	●	
	環境問題	施設の設置に伴う環境問題に関するも の	●		
		施設の管理運営に伴う環境問題に関す るもの		●	
異常事 態リス ク	不可抗力	大地震、風水害等の自然災害、騒乱、暴 動、感染症その他市及び指定管理者のい ずれの責めにも帰すことのできない事 由によるコストの増加、業務の履行不能 等に関するもの	●	▲	
管理運 営リス ク	修繕	通常の維持管理又は毀損したものの原 状回復に関するもの	▲	●	50万円/件を超える場 合は、協議すること。
		計画修繕及び大規模修繕に関するもの	●		
		指定管理者の発意による維持補修・改 良・更新に関するもの		●	
管理運 営リス ク	損害賠償	管理運営上の瑕疵による損傷に係る賠 償に関するもの		●	

リスクの種類	リスクの内容	分担		備考	
		市	指定 管理者		
ク	事故、火災等による損傷に係る賠償に関するもの	▲	●		
	利用者の責めに帰すべき事由による損傷に係る賠償に関するもの	●	▲		
	物品購入		●		
	債務不履行	サービス水準の未達その他指定管理者の債務不履行による損害の発生に関するもの		●	
		市の債務不履行による損害の発生に関するもの	●		
	需要変動	公園利用者の減少による収入の減少に関するもの		●	
		公園利用者の急増加等による業務量及びコストの増加等に関するもの	▲	●	
	苦情等対応	施設利用に際してのサービス内容についての苦情等に関するもの	▲	●	
自主事業	自主事業の企画・運営に伴う一切の事項に関するもの		●		

(3) 関係法令

- 1) 提案内容は、都市公園法、都市計画法、津島市都市公園条例、建築基準法、消防法、高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例、津島市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例、津島市風致地区内における建築等の規制に関する条例、愛知県屋外広告物条例、その他各種関係法令等を遵守してください。
- 2) 事業の実施に当たり必要な許認可の取得や手続きについては、認定計画提出者負担により実施してください。